

CZ-4-5



1200404246965

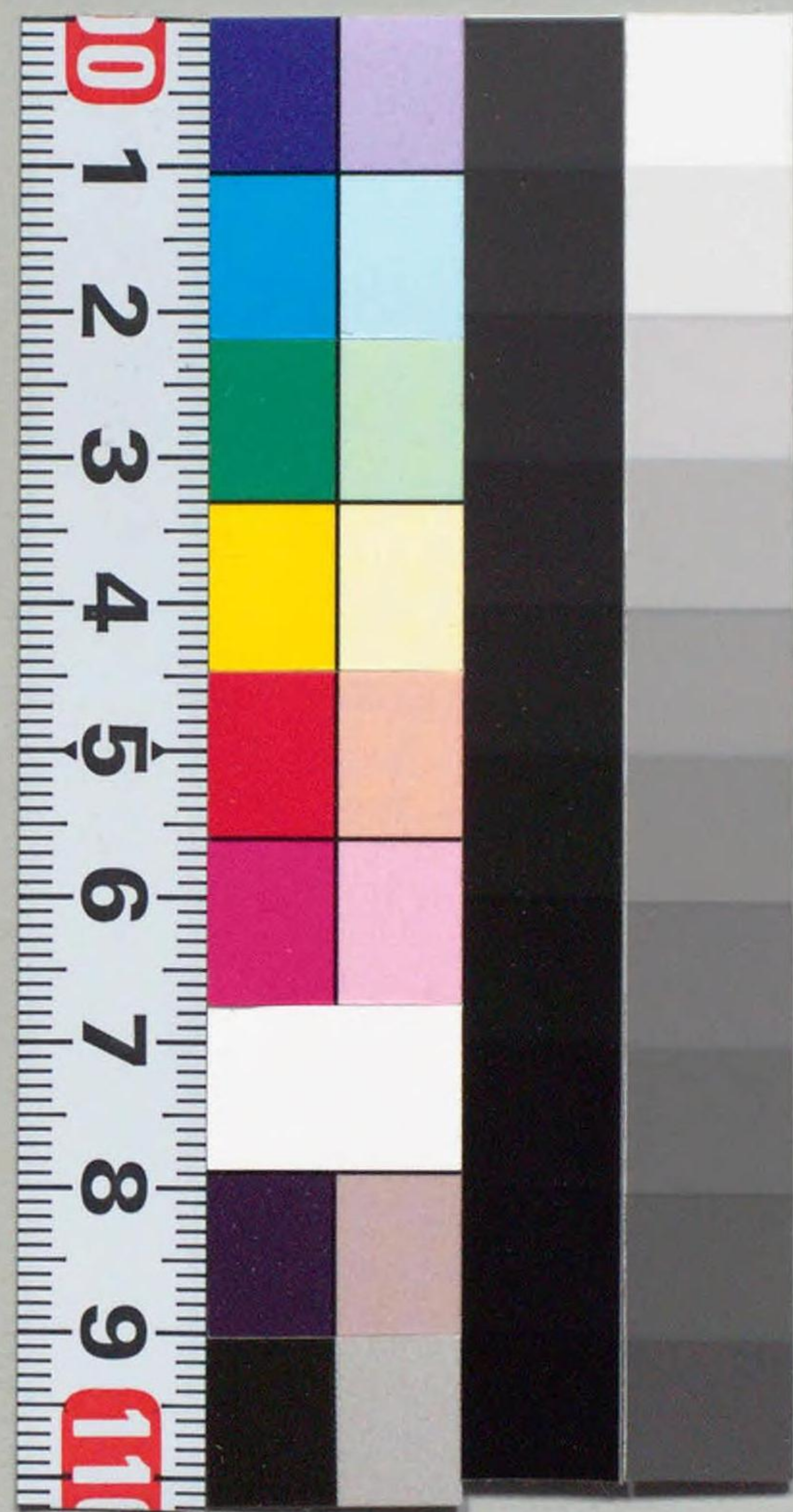
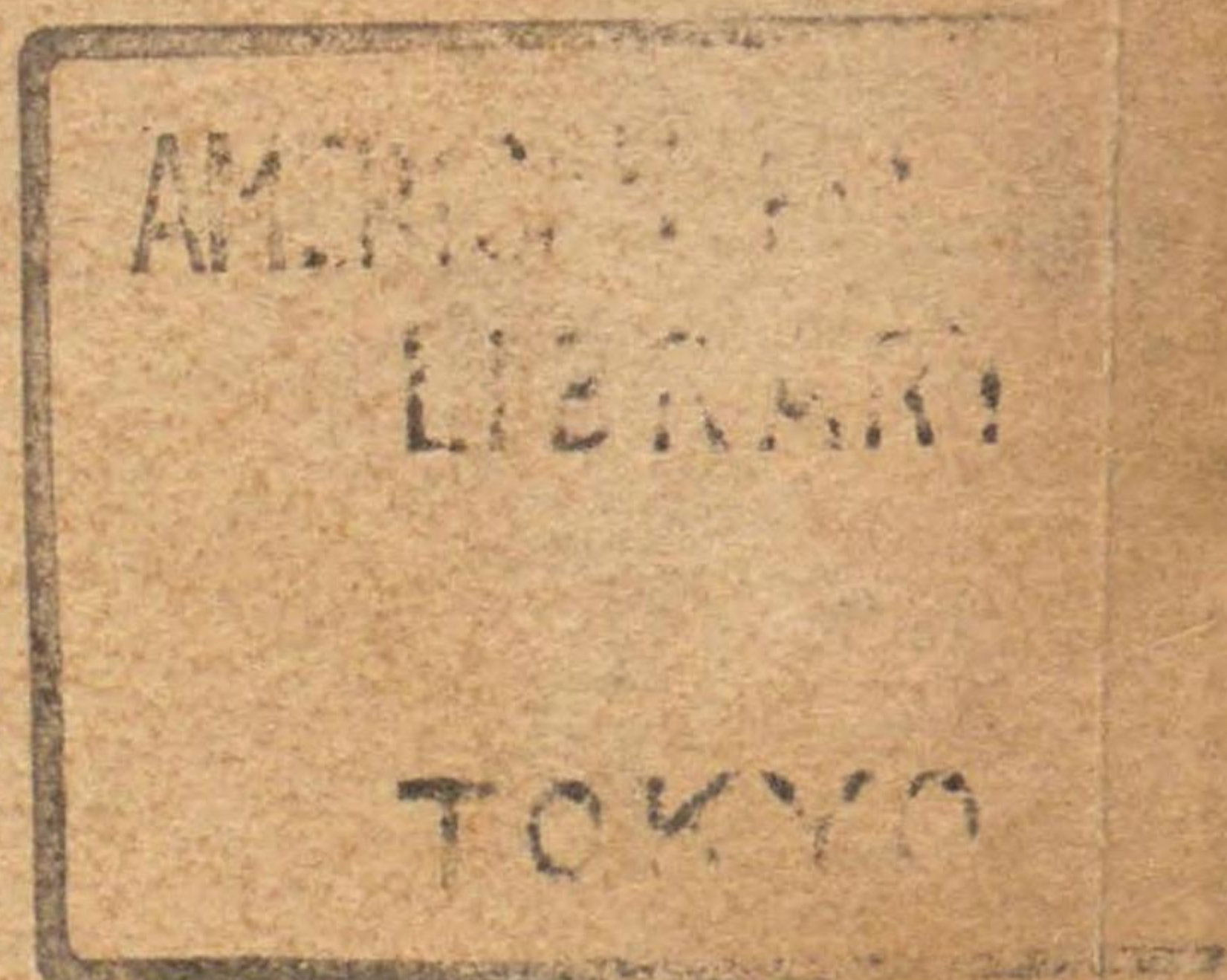
昭和二十八年八月



第十六回国会法律集

上卷

法務省



349.52
5

編集について

- 一、第十六回特別国会は、会期七十五日を以て昭和二十八年五月十八日に召集され、その後二回会期を延長し、総日数八十五日を要して、八月十日閉会した。此の間制定された法律は、昭和二十八年法律第三六号から第二六一号までの法律二二六件が制定された。本書はこれらの法律のすべてを収録したものである。
- 一、右の法律は、これを公布番号順に配列し、各頁の柱には、法律名のほかに、その下に括弧して法律番号を入れた。
- 一、事項別の目次を掲げ、法律中罰則のあるものとなしものを区別するため、目次の法律名の上に前者については●印を附し、後者については○印を附した。
- 一、これらの法律によつて改廃せられた法令を明らかにしておくために、その索引を附し、また参考のためにこれらの法律の国会における審議経過表をも附した。
- 一、なお、第十五回国会法律集に登載した、参議院緊急集会において議決された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律、外三件については、昭和二十八年五月二十七日に衆議院の同意があつた。

昭和二十八年八月

法務大臣官房法規室

第十六回国会法律集(上卷)事項別目次

憲法関係

○皇室経済法の一部を改正する法律……………(昭和二八・六・三〇法 四七)……………三二
○皇室経済法施行法の一部を改正する法律……………(昭和二八・六・三〇法 四八)……………三三

国会関係

○国会における各党派に対する立法事務費の交付に関する法律……………(昭和二八・七・七法 五二)……………三九
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・八法 五三)……………四〇
○国会閉会中委員会が審査を行う場合の委

員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・八法 五四)……………四一

行政組織関係

- 厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律……………(昭和二八・五・三〇法 三六)……………一
- 保安庁職員給与法の一部を改正する法律……………(昭和二八・五・三〇法 三七)……………二
- 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・五・三〇法 三八)……………二
- 人権擁護委員法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二二法 七一)……………一二六
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二四法 七五)……………一四二
- 青少年問題協議会設置法……………(昭和二八・七・二五法 八三)……………一六九
- 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二五法 八四)……………一七三
- 国立学校設置法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二八法 八八)……………一八四
- 昭和二十八年度における期末手当の支給

の特例に関する法律……………(昭和二八・七・三〇法 八九)……………一九一

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・三一法 九五)……………二三五

○自治大学校設置法……………(昭和二八・七・三一法 九九)……………三三四

○行政管理庁設置法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一〇八)……………四〇一

○保安庁法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一〇九)……………四〇二

○厚生省設置法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一一〇)……………四〇三

○恩給法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一五五)……………七一三

○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律……………(昭和二八・八・一法一五六)……………七六〇

○昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律……………(昭和二八・八・一法一五七)……………七七〇

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一五八)……………七八二

- 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律……………(昭和二八・八・一法一五九)……………七八八
- 昭和二十七年における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律……………(昭和二八・八・一法一六〇)……………七九六

地方自治関係

- 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律……………(昭和二八・八・一法一一一)……………四〇四

司法関係

- 少年院法の一部を改正する法律……………(昭和二八・五・三〇法 四三)……………二七
- 航空機抵当法……………(昭和二八・七・二〇法 六六)……………九三
- 逃亡犯罪人引渡法……………(昭和二八・七・二一法 六八)……………一〇五
- 司法試験法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二五法 八五)……………一七九

- 少年法及び少年院法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二五法 八六)……………一八〇

警察・消防関係

- 火薬類取締法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・九法 五六)……………四三
- 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律……………(昭和二八・七・二四法 七六)……………一四五
- 消防施設強化促進法……………(昭和二八・七・二七法 八七)……………一八二

国土建設関係

- 国土調査法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・一四法 五九)……………五三
- 北海道防寒住宅建設等促進法……………(昭和二八・七・一七法 六四)……………七九
- 離島振興法……………(昭和二八・七・二二法 七二)……………一二九
- 道路整備費の財源等に関する臨時措置法……………(昭和二八・七・二三法 七三)……………一三七

財務関係

- 大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するための法律……………(昭和二八・五・三〇法 三九)……………三
- 昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律……………(昭和二八・五・三〇法 四〇)……………四
- 物品税法の一部を改正する法律……………(昭和二八・五・三〇法 四一)……………一五
- 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・八法 五五)……………四二
- 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律……………(昭和二八・七・一五法 六〇)……………五四
- 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二一法 六七)……………一〇四
- 木船再保険特別会計法……………(昭和二八・七・二四法 七七)……………一四六

- 納税貯蓄組合法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二四法 八一)……………一六七
- 昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律……………(昭和二八・七・三一法 一〇〇)……………三三七
- 登録税法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・三一法 一〇一)……………三三八
- 有価証券取引税法……………(昭和二八・七・三一法 一〇二)……………三四〇
- 砂糖消費税法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・三一法 一〇三)……………三五五
- 揮発油税法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・三一法 一〇四)……………三六二
- 通行税法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・三一法 一〇五)……………三六四
- 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律……………(昭和二八・七・三一法 一〇六)……………三六五
- 塩業組合法……………(昭和二八・七・三一法 一〇七)……………三六六
- 昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金……………(昭和二八・七・三一法 一〇七)……………三六六

の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一二〇)……………四四六

○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一二一)……………四四七

○産業投資特別会計法……………(昭和二八・八・一法一二二)……………四四九

○印刷局特別会計法等の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一二三)……………四五七

○造幣局特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一二四)……………四五九

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一二五)……………四六二

○漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため的一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一二六)……………四六三

○一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律……………(昭和二八・八・一法一二七)……………四六四

○昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律……………(昭和二八・八・一法一二八)……………四六五

○鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律……………(昭和二八・八・一法一二九)……………四六六

○社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一三〇)……………四六七

○関税率法等の一部を改正する等の法律……………(昭和二八・八・一法一三一)……………四六八

○日本専売公社法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一三二)……………四七五

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一三九)……………五二二

○厚生保険特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一六二)……………八四〇

○国税徴収法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一六三)……………八四一

目次

九

- 富裕税法を廃止する法律……………(昭和二八・八・一法一六四)……………八四四
- 相続税法の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・一法一六五)……………八四七

教育・文化関係

- 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・三〇法 九〇)……………一九二
- 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・三〇法 九二)……………二二二
- 学校教育法等の一部を改正する法律……………(昭和二八・八・五法一六七)……………八七九

産業関係

- 農業災害補償法の臨時特例に関する法律……………(昭和二八・六・四法 四五)……………二八
- 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律……………(昭和二八・六・二七法 四六)……………三一
- 国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に関する法律……………(昭和二八・七・四法 五一)……………三七

- 鉱業法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・九法 五七)……………四六

- 以西機船底びき網漁業及び遠洋かつおまぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律……………(昭和二八・七・一〇法 五八)……………五一

- 農産物検査法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・一五法 六一)……………六二

- 産業労働者住宅資金融通法……………(昭和二八・七・一七法 六三)……………六九

- 昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法……………(昭和二八・七・二一法 六九)……………一二〇

- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二一法 七〇)……………一二六

- 保険業法等の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二四法 七八)……………一五一

- 輸出信用保険法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二四法 七九)……………一五三

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二四法 八〇)……………一六二
- 公認会計士法の一部を改正する法律……………(昭和二八・七・二四法 八二)……………一六八

- 開拓融資保証法……………(昭和二八 七・三〇法 九一)……………一九三
- 農業災害補償法の一部を改正する法律……………(昭和二八 七・三〇法 九三)……………二三〇
- 木材防腐特別措置法……………(昭和二八 八 一法一一二)……………四〇五
- 閉鎖機関令の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一三三)……………四八一
- 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一三四)……………四九五
- 相互銀行法の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一三五)……………五〇二
- 国民金融公庫法の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一三六)……………五〇三
- 信用金庫法の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一三七)……………五〇六
- 中小企業金融公庫法……………(昭和二八 八 一法一三八)……………五〇七
- 特定中小企業の安定に関する臨時措置法
の 一 部 を 改 正 す る 法 律……………(昭和二八 八 一法一四〇)……………五二三
- 証券投資信託法の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一四一)……………五三三
- 証券取引法の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一四二)……………五四三
- 商工会議所法……………(昭和二八 八 一法一四三)……………五六六
- 設備輸出為替損失補償法の一部を改正す
る 法 律……………(昭和二八 八 一法一四四)……………六一一

- 武器等製造法……………(昭和二八 八 一法一四五)……………六一二
- 漁船損害補償法の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一四六)……………六二九

経済統制関係

- 国際的供給不足物資等の需給調整に關す
る 臨 時 措 置 に 關 する 法 律 の 一 部 を 改 正 す
る 法 律……………(昭和二八 五・三〇法 四四)……………二八
- 金管理法……………(昭和二八 七・一五法 六二)……………六四

運輸関係

- 木船再保険法……………(昭和二八 七・一七法 六五)……………八五
- 海上運送法の一部を改正する法律……………(昭和二八 七・二三法 七四)……………一三八
- 鉄道敷設法等の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一四七)……………六五一
- 日本国有鉄道法の一部を改正する法律……………(昭和二八 八 一法一四八)……………六五三
- 臨時船舶建造調整法……………(昭和二八 八 一法一四九)……………六六六
- 臨時船質等改善助成利子補給法……………(昭和二八 八 一法一五〇)……………六六九

- 海上衝突予防法……………(昭和二八) 八 一法一五二)……………六七二
- 水先法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 一法一五二)……………七〇一
- 海事代理士法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 一法一五三)……………七〇三
- 日本航空株式会社法……………(昭和二八) 八 一法一五四)……………七〇四
- 道路運送法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 五法一六八)……………八八二
- 地方鉄道軌道整備法……………(昭和二八) 八 五法一六九)……………八九五

通信関係

- 郵便法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 六 三〇法 五〇)……………三五
- 郵便物運送委託法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 七 三〇法 九四)……………二三四
- 有線電気通信法……………(昭和二八) 七 三一法 九六)……………二四〇
- 公衆電気通信法……………(昭和二八) 七 三一法 九七)……………二五三
- 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法……………(昭和二八) 七 三一法 九八)……………三一六

厚生関係

- 理容師美容師法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 六 三〇法 四九)……………三四
- 食品衛生法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 一法一一三)……………四〇九
- と畜場法……………(昭和二八) 八 一法一二四)……………四一一
- 民生委員法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 一法一一五)……………四二二
- 健康保険法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 一法一一六)……………四二六
- 厚生年金保険法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 一法一二七)……………四三二
- 国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 一法一二八)……………四三七
- 船員保険法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 一法一一九)……………四四六
- 未帰還者留守家族等援護法……………(昭和二八) 八 一法一六一)……………八〇四
- 災害救助法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 八 三法一六六)……………八七七

渉外関係

- 外国人登録法の一部を改正する法律……………(昭和二八) 五 三〇法 四二)……………二七

厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(昭和二十八年五月三十日
法律第三十六号)

第一条 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和二十八年六月一日」を「昭和二十九年四月一日」に改める。

第二条 国家行政組織法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十九年三月三十一日」に改める。

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十九年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

保安庁職員給与法の一部を改正する法律(三七)
恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律(三八)

二

保安庁職員給与法の一部を改正する法律

(昭和二十八年五月三十日
法律第三十七号)

保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表及び同条第三項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十八年五月三十日
法律第三十八号)

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき き当該期限等を変更するための法律

(昭和二十八年五月三十日
法律第三十九号)

第一条 左に掲げる法律の規定中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

- 一 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)附則第二項
 - 二 租稅特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十六条第一項
 - 三 金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第二十条第一項
 - 四 關稅定率法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十号)附則第五項及び第六項
- 第二条 昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金償還期限の延期に関する法律(昭和二十五年法律第六号)の一部を次のように改正する。
本則中「昭和二十八年六月一日」を「昭和二十八年八月一日」に改める。
- 第三条 國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十二号)の大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するたための法律(三九)

三

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律(四〇)

四

一部を次のように改正する。

第一条第二項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和二十八年六月一日」を「昭和二十八年八月一日」に改める。

第四条 昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律(昭和二十七年法律第三百三十号)の一部を次のように改正する。

第六条から第九条まで中「同年五月三十一日」を「同年七月三十一日」に改める。

別表第二及び別表第三中「5月」を「7月」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律

(昭和二十八年五月三十日法律第四十号)

(七月予定申告書の提出を要しない場合の特例)

第一条 昭和二十八年分の所得税については、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。)第二十一条第二項第一号及び第三項に規定する場合の外、左の各号に該当する場合においても、同条第一項に規定する七月予定申告書を提出することを要しない。

一 法第九条の規定により計算した昭和二十八年分の総所得金額(法第九条第一項第五号に規定する給与所得(以下「給与所得」という。))については、同号中「三万円」とあるのを「四万五千円」と読み替えて同条の規定により計算するものとする。以下次条第四項において同じ。)が、昭和二十八年七月一日において、六万円と次条第二項に規定する扶養控除額との合計額以下であると見積られる場合

二 昭和二十八年中に二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける者の同年中における給与所得の収入金額が、同年七月一日において、二十万円と法第十一条の五の規定により控除を受ける金額、次条第二項に規定する扶養控除額及び同条第三項に規定する社会保険料控除額との合計額以下で、且つ、その他の所得の金額が三万円に満たないと見積られる場合

(七月予定申告書に記載すべき総所得金額及び課税総所得金額の計算等の特例)

第二条 昭和二十八年分の所得税に係る法第二十一条第一項に規定する七月予定申告書(以下「七月予定申告書」という。)に記載すべき同年分の総所得金額の見積額の計算については、給与所得の金額の見積額は、法第九条第一項第五号の規定にかかわらず、同年中の給与所得の収入金額の見積額からその十分の一・五に相当する金額(その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円)を控除した金額とする。

2 七月予定申告書に記載すべき昭和二十八年分の課税総所得金額の見積額の計算については、法第十一条の六の規定による控除は、同条の規定にかかわらず、扶養親族の数に応じ、左に掲げる金額

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律(四〇)

五

（この金額を「扶養控除額」という。）を控除するものとし、法第十二条の規定により控除を受ける金額は、同条の規定にかかわらず、六万円（この金額を「基礎控除額」という。）とする。

- 一 扶養親族が一人である場合 三万五千円
- 二 扶養親族が二人である場合 五万五千円
- 三 扶養親族が三人である場合 七万五千円
- 四 扶養親族が三人をこえる場合 七万五千円に扶養親族の数が三人をこえる一人ごとに一万五千円を加算して得た金額

3 七月予定申告書に記載すべき昭和二十八年分の課税総所得金額の見積額の計算については、法第一条第一項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料（昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十号）第一条に規定する社会保険料をいう。）を同年中に支払う場合又は同年中の支給に係る給与から控除される場合においては、七月予定申告書に記載すべき同年分の総所得金額の見積額から、その支払う金額又はその控除される金額の同年七月一日における見積額（この見積額を「社会保険料控除額」という。）を控除するものとする。

4 前二項において扶養親族とは、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、昭和二十八年分の総所得金額及び法第九条の規定により計算した退職所得の金額の合計額の同年七月一日における見積額が三万五千円以下であるものをいう。この場合において、納税義務者が二人以上あると

きは、政令で定めるところにより、納税義務者のいずれか一人の扶養親族であるものとする。

5 昭和二十八年分の課税総所得金額の見積額の計算について第三項の規定による社会保険料控除額の控除をしようとする者は、七月予定申告書に同項の規定による社会保険料控除額の控除に関する事項を記載しなければならない。

6 法第二十五条及び第三十三条第三項の規定は、第三項の規定による社会保険料控除額の控除について準用する。

（七月予定申告書に記載すべき所得税額の見積額の計算の特例）

第三条 七月予定申告書に記載すべき法第二十一条第一項第三号に規定する所得税額の見積額は、同条の規定にかかわらず、七月予定申告書に記載される課税総所得金額に同じ別表に定める金額から法第十五条の二から第十五条の七までの規定による控除をして得た金額とする。

2 七月予定申告書に記載すべき法第三十八条又は第四十条の規定により徴収される所得税額の見積額は、これらの規定にかかわらず、左の各号に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第四十条に規定する支払者から受ける給与所得については、昭和二十八年中の支給に係る当該給与所得の収入金額の見積額からその十分の一・五に相当する金額（その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円）、法第十一条の五の規定により控除を受ける金額、前条第二項に規定する扶養控除額及び基礎控除額並びに同条第三項に規定する社会保険料控除額の合計額を控除して得た金額に同じ別表に定める金額から、法第十五条の二から第十五条の五までの規定による

控除をして得た金額

二 前号に規定する給与所得以外の給与所得については、昭和二十八年中の支給に係る給与所得につき昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律第六条の規定の適用があるものとした場合において、当該給与所得につき法第三十八条第一項の規定により徴収されるべき所得税額

(変動所得がある場合における七月予定申告書の記載事項等の特例)

第四条

法第十四条第一項に規定する変動所得の金額の合計額の昭和二十八年七月一日における見積額が、七月予定申告書に記載される総所得金額の百分の二十以上である場合においては、七月予定申告書に記載すべき所得税額の見積額は、同項の規定により計算することができる。

2

七月予定申告書に記載すべき所得税額を法第十四条第一項又は第十四条の二第二項の規定により計算する場合においては、七月予定申告書の記載事項については、左の各号の定めるところによる。

一 法第二十一条第一項第二号に規定する調整所得金額、第二次調整所得金額又は特別所得金額の見積額は、七月予定申告書に記載される総所得金額又は課税総所得金額の見積額につき計算するものとする。この場合において、法第十四条第一項第一号又は第十四条の二第一項第一号の規定の適用については、法第十二条の規定により控除を受ける金額は第二条第二項に規定する基礎控除額とし、法第十一条の六の規定により控除を受ける金額は第二条第二項に規定する扶養控除額とし、同条第三項に規定する社会保険料控除額があるときは、同条第二項に規定する基礎控除額に加え当該社会保険料控除額を控除するものとする。

二 法第二十一条第一項第四号又は第五号に規定する法第十四条第一項第一号又は第十四条の二

第一号に掲げる税額の見積額は、法第十四条第一項及び第十四条の二第一項の規定にかかわらず、前号の規定により計算した調整所得金額又は第二次調整所得金額の見積額に応じ別表に定める金額とする。

三 法第二十一条第一項第四号又は第五号に規定する法第十四条第一項第二号又は第十四条の二第

一項第二号に掲げる税額の見積額は、前号に規定する税額の見積額の第一号の規定により計算した調整所得金額又は第二次調整所得金額に対する割合を同号の規定により計算した特別所得金額に乗じて計算した金額とする。

(七月予定申告書の提出について政府の承認を受けようとする場合等の特例)

第五条

昭和二十八年分の所得税についての法第二十一条の二の規定の適用については、同年分の総所得金額の見積額又は昭和二十七年分の総所得金額を計算する場合(昭和二十七年分の所得税につき法第二十六条第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつたかどうかを知らぬために同年分の総所得金額を計算する場合を除く)における給与所得の金額は、法第九条第一項第五号の規定にかかわらず、昭和二十八年中の給与所得の収入金額の見積額又は昭和二十七年中の給与所得の収入金額からそれぞれその十分の一・五に相当する金額(その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円)を控除した金額とする。

2

前三条の規定は、法第二十一条の二第十項後段に規定する所得税額の見積額を計算する場合につ

いて準用する。

(予定納税額の計算の特例)

第六条 昭和二十八年分の所得税については、法第二十三条第二項に規定する予定納税額は、同項の規定にかかわらず、第二条から第四条までの規定により七月予定申告書に記載されたところに基づき、当該申告書に記載すべき法第二十一条第一項第七号に規定する金額として計算した金額とする。

(災害被害者に対する租税の減免の特例)

第七条 昭和二十八年中に災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第一条に規定する災害を受けた者に対する同法第二条及び第三条の規定の適用については、これらの条に規定する合計所得金額の見積額の計算上、給与所得の金額の見積額は、法第九条第一項第五号の規定にかかわらず、同年中の給与所得の収入金額の見積額からその十分の一・五に相当する金額(その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円)を控除した金額とする。

(相続税の申告書の提出期限の延長)

第八条 昭和二十八年一月一日以後相続若しくは遺贈に因り財産を取得した者が相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条第一項の規定により昭和二十八年八月三十一日以前に概算申告書を提出しなければならぬとき、又は同年一月一日以後相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得

した者が死亡した場合においてその相続人若しくは包括受遺者が同法第二十九条第一項の規定により同年八月三十一日以前に最終確定申告書を提出しなければならぬときは、これらの申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日(最終確定申告書を提出すべき者が同日前に相続税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日)とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

Property of U.S. Gov't.

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額 (イ)		税額(ロ)		(ウ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額 (イ)		税額(ロ)		(ウ)の(イ)に対する割合	
以上	未満	円	%	以上	未満	円	%	以上	未満	円	%
100,000	102,000	20,500	20	170,000	172,000	40,500	23	260,000	263,000	70,500	27
102,000	104,000	21,000	20	172,000	174,000	41,100	23	263,000	266,000	71,550	27
104,000	106,000	21,500	20	174,000	176,000	41,700	23	266,000	269,000	72,600	27
106,000	108,000	22,000	20	176,000	178,000	42,300	24	269,000	272,000	73,650	27
108,000	110,000	22,500	20	178,000	180,000	42,900	24	272,000	275,000	74,700	27
110,000	112,000	23,000	20	180,000	182,000	43,500	24	275,000	278,000	75,750	27
112,000	114,000	23,500	20	182,000	184,000	44,100	24	278,000	281,000	76,800	27
114,000	116,000	24,000	21	184,000	186,000	44,700	24	281,000	284,000	77,850	27
116,000	118,000	24,500	21	186,000	188,000	45,300	24	284,000	287,000	78,900	27
118,000	120,000	25,000	21	188,000	190,000	45,900	24	287,000	290,000	79,950	27
120,000	122,000	25,500	21	190,000	192,000	46,500	24	290,000	293,000	81,000	27
122,000	124,000	26,100	21	192,000	194,000	47,100	24	293,000	296,000	82,050	28
124,000	126,000	26,700	21	194,000	196,000	47,700	24	296,000	299,000	83,100	28
126,000	128,000	27,300	21	196,000	198,000	48,300	24	299,000	302,000	84,150	28
128,000	130,000	27,900	21	198,000	200,000	48,900	24	302,000	305,000	85,300	28
130,000	132,000	28,500	21	200,000	203,000	49,500	24	305,000	308,000	86,500	28
132,000	134,000	29,100	22	203,000	206,000	50,100	24	308,000	311,000	87,700	28
134,000	136,000	29,700	22	206,000	209,000	50,700	25	311,000	314,000	88,900	28
136,000	138,000	30,300	22	209,000	212,000	51,300	25	314,000	317,000	90,100	28
138,000	140,000	30,900	22	212,000	215,000	51,900	25	317,000	320,000	91,300	28
140,000	142,000	31,500	22	215,000	218,000	52,500	25	320,000	324,000	92,500	28
142,000	144,000	32,100	22	218,000	221,000	53,100	25	324,000	328,000	94,100	29
144,000	146,000	32,700	22	221,000	224,000	53,700	25	328,000	332,000	95,700	29
146,000	148,000	33,300	22	224,000	227,000	54,300	25	332,000	336,000	97,300	29
148,000	150,000	33,900	22	227,000	230,000	54,900	25	336,000	340,000	98,900	29
150,000	152,000	34,500	23	230,000	233,000	55,500	26	340,000	344,000	100,500	29
152,000	154,000	35,100	23	233,000	236,000	56,100	26	344,000	348,000	102,100	29
154,000	156,000	35,700	23	236,000	239,000	56,700	26	348,000	352,000	103,700	29
156,000	158,000	36,300	23	239,000	242,000	57,300	26	352,000	356,000	105,300	29
158,000	160,000	36,900	23	242,000	245,000	57,900	26	356,000	360,000	106,900	30
160,000	162,000	37,500	23	245,000	248,000	58,500	26	360,000	364,000	108,500	30
162,000	164,000	38,100	23	248,000	251,000	59,100	26	364,000	368,000	110,100	30
164,000	166,000	38,700	23	251,000	254,000	59,700	26	368,000	372,000	111,700	30
166,000	168,000	39,300	23	254,000	257,000	60,300	26	372,000	376,000	113,300	30
168,000	170,000	39,900	23	257,000	260,000	60,900	27	376,000	380,000	114,900	30

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律(四〇)

別表 昭和28年分所得税の7月予定申告のための簡易税額表(第三条及び第四条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額 (イ)		税額(ロ)		(ウ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額 (イ)		税額(ロ)		(ウ)の(イ)に対する割合	
以上	未満	円	%	以上	未満	円	%	以上	未満	円	%
500円未満		0	0	30,000	31,000	5,000	16	65,000	66,000	12,000	18
500	1,000	75	15	31,000	32,000	5,200	16	66,000	67,000	12,200	18
1,000	1,500	150	15	32,000	33,000	5,400	16	67,000	68,000	12,400	18
1,500	2,000	225	15	33,000	34,000	5,600	16	68,000	69,000	12,600	18
2,000	2,500	300	15	34,000	35,000	5,800	17	69,000	70,000	12,800	18
2,500	3,000	375	15	35,000	36,000	6,000	17	70,000	71,000	13,000	18
3,000	3,500	450	15	36,000	37,000	6,200	17	71,000	72,000	13,250	18
3,500	4,000	525	15	37,000	38,000	6,400	17	72,000	73,000	13,500	18
4,000	4,500	600	15	38,000	39,000	6,600	17	73,000	74,000	13,750	18
4,500	5,000	675	15	39,000	40,000	6,800	17	74,000	75,000	14,000	18
5,000	6,000	750	15	40,000	41,000	7,000	17	75,000	76,000	14,250	19
6,000	7,000	900	15	41,000	42,000	7,200	17	76,000	77,000	14,500	19
7,000	8,000	1,050	15	42,000	43,000	7,400	17	77,000	78,000	14,750	19
8,000	9,000	1,200	15	43,000	44,000	7,600	17	78,000	79,000	15,000	19
9,000	10,000	1,350	15	44,000	45,000	7,800	17	79,000	80,000	15,250	19
10,000	11,000	1,500	15	45,000	46,000	8,000	17	80,000	81,000	15,500	19
11,000	12,000	1,650	15	46,000	47,000	8,200	17	81,000	82,000	15,750	19
12,000	13,000	1,800	15	47,000	48,000	8,400	17	82,000	83,000	16,000	19
13,000	14,000	1,950	15	48,000	49,000	8,600	17	83,000	84,000	16,250	19
14,000	15,000	2,100	15	49,000	50,000	8,800	17	84,000	85,000	16,500	19
15,000	16,000	2,250	15	50,000	51,000	9,000	18	85,000	86,000	16,750	19
16,000	17,000	2,400	15	51,000	52,000	9,200	18	86,000	87,000	17,000	19
17,000	18,000	2,550	15	52,000	53,000	9,400	18	87,000	88,000	17,250	19
18,000	19,000	2,700	15	53,000	54,000	9,600	18	88,000	89,000	17,500	19
19,000	20,000	2,850	15	54,000	55,000	9,800	18	89,000	90,000	17,750	19
20,000	21,000	3,000	15	55,000	56,000	10,000	18	90,000	91,000	18,000	20
21,000	22,000	3,200	15	56,000	57,000	10,200	18	91,000	92,000	18,250	20
22,000	23,000	3,400	15	57,000	58,000	10,400	18	92,000	93,000	18,500	20
23,000	24,000	3,600	15	58,000	59,000	10,600	18	93,000	94,000	18,750	20
24,000	25,000	3,800	15	59,000	60,000	10,800	18	94,000	95,000	19,000	20
25,000	26,000	4,000	16	60,000	61,000	11,000	18	95,000	96,000	19,250	20
26,000	27,000	4,200	16	61,000	62,000	11,200	18	96,000	97,000	19,500	20
27,000	28,000	4,400	16	62,000	63,000	11,400	18	97,000	98,000	19,750	20
28,000	29,000	4,600	16	63,000	64,000	11,600	18	98,000	99,000	20,000	20
29,000	30,000	4,800	16	64,000	65,000	11,800	18	99,000	100,000	20,250	20

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律(四〇)

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)に對する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)に對する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)に對する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
380,000	384,000	116,500	30	480,000	485,000	156,500	32	605,000	610,000	211,750	35
384,000	388,000	118,100	30	485,000	490,000	158,500	32	610,000	615,000	214,000	35
388,000	392,000	119,700	30	490,000	495,000	160,500	32	615,000	620,000	216,250	35
392,000	396,000	121,300	30	495,000	500,000	162,500	32	620,000	625,000	218,500	35
396,000	400,000	122,900	31	500,000	505,000	164,500	32	625,000	630,000	220,750	35
400,000	404,000	124,500	31	505,000	510,000	166,750	33	630,000	635,000	223,000	35
404,000	408,000	126,100	31	510,000	515,000	169,000	33	635,000	640,000	225,250	35
408,000	412,000	127,700	31	515,000	520,000	171,250	33	640,000	645,000	227,500	35
412,000	416,000	129,300	31	520,000	525,000	173,500	33	645,000	650,000	229,750	35
416,000	420,000	130,900	31	525,000	530,000	175,750	33				
420,000	424,000	132,500	31	530,000	535,000	178,000	33	650,000	1,000,000	(イ)の金額に45%を乗じて算出した金額から60,500円を控除した金額	
424,000	428,000	134,100	31	535,000	540,000	180,250	33				
428,000	432,000	135,700	31	540,000	545,000	182,500	33				
432,000	436,000	137,300	31	545,000	550,000	184,750	33				
436,000	440,000	138,900	31	550,000	555,000	187,000	34				
440,000	444,000	140,500	31	555,000	560,000	189,250	34	1,000,000	2,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から110,500円を控除した金額	
444,000	448,000	142,100	32	560,000	565,000	191,500	34				
448,000	452,000	143,700	32	565,000	570,000	193,750	34				
452,000	456,000	145,300	32	570,000	575,000	196,000	34				
456,000	460,000	146,900	32	575,000	580,000	198,250	34				
460,000	464,000	148,500	32	580,000	585,000	200,500	34	2,000,000円以上		(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から210,500円を控除した金額	
464,000	468,000	150,100	32	585,000	590,000	202,750	34				
468,000	472,000	151,700	32	590,000	595,000	205,000	34				
472,000	476,000	153,300	32	595,000	600,000	207,250	34				
476,000	480,000	154,900	32	600,000	605,000	209,500	34				

(備考) 「課税総所得金額」とは、法第二十一条第一項第一号の規定により昭和28年分の所得税に係る七月予定申告書に課税総所得金額として記載すべき金額として、第二条の規定により計算した金額をいい、「調整所得金額又は第二次調整所得金額」とは、変動所得がある場合において、法第二十一条第一項第二号の規定により昭和28年分の所得税に係る七月予定申告書に調整所得金額又は第二次調整所得金額として記載すべき金額として、第四条第二項の規定により計算した金額をいう。

物品税法の一部を改正する法律 (昭和二十八年五月三十日 法律第四十一号)

物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一種及び第二種を次のように改める。

- 第一種
- 一 貴石若ハ半貴石又ハ此等ヲ用ヒタル製品
 - 二 眞珠又ハ之ヲ用ヒタル製品
 - 三 貴金属製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第四号ニ掲グルモノヲ除ク
 - 四 簡甲製品、珊瑚製品、琥珀製品及象牙製品
 - 五 七宝製品
 - 六 書画及骨董
- 第二種
- 甲類
- 一 ゴルヲ用具、同部分品及附属品
 - 二 娯楽用ノモーターボート、スカーレル及ヨット
 - 三 撞球用具
 - 四 貴金属製ノ時計及同部分品並ニ金又ハ白金ヲ用ヒタル時計及同部分品但シ第四十八号ニ掲
- 物品税法の一部を改正する法律(四一)

物品税法の一部を改正する法律(四一)

一六

グルモノヲ除ク

五 毛皮製品但シ第五十号ニ掲グルモノヲ除ク

乙類

六 銃及同部分品

七 葉莢及彈丸

八 ネオン管

九 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

丙類

十 写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附属品並ニ現像焼付用器具

十一 双眼鏡、隻眼鏡及同ケース

十二 蓄音器及同部分品

十三 楽器、同部分品及附属品

十四 化粧品但シ第五十五号ニ掲グルモノヲ除ク

十五 写真用ノ乾板、フィルム及感光紙

十六 扇風機及同部分品

十七 暖房用又ハ冷房用ノ電気器具、瓦斯器具又ハ液体燃料器具但シ第四十四号ニ掲グルモノヲ除ク

十八 電気冷蔵庫、瓦斯冷蔵庫及同部分品

十九 煙火類

二十 薰物及線香類

二十一 室内裝飾用品及釣燈籠

二十二 囲碁用具、将棋用具及チェス用具

二十三 貴金属ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

二十四 茶道用具、香道用具及華道用具

二十五 釣用具類

二十六 普通乗用自動車但シ第四十六号及第六十号ニ掲グルモノヲ除ク

丁類

二十七 蓄音器用ノレコード及針

二十八 氷冷蔵庫

二十九 電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

三十 大理石及之ニ類スル裝飾用石材

三十一 煙草入、パイプ、喫煙用ライター、電気マッチ其ノ他ノ喫煙用具

三十二 嗜好飲料但シ第三種第三号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セララルモノヲ除ク

三十三 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

物品税法の一部を改正する法律(四一)

一七

物品税法の一部を改正する法律(四一)

- 三十四 照明器具及ネオン管用変圧器
 - 三十五 鞆及トランク類
 - 三十六 飾物、玩具、遊戯具、搖籃及乳母車類
 - 三十七 鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
 - 三十八 文房具
 - 三十九 身辺用細貨類及化粧用具
 - 四十 觀賞用ノ写真及印刷物類
 - 四十一 帽子、杖及鞭
 - 四十二 家具
 - 四十三 袂紗及化粧廻並ニ裝飾用及調度用纖維製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
 - 四十四 瓦斯ストーブ
 - 四十五 ラジオ聴取機但シ第五十八号ニ掲グルモノヲ除ク
 - 四十六 小型普通乗用四輪自動車
- 戊類
- 四十七 烏龍茶、包種茶、コーヒー、ココア及此等ノ代用物
 - 四十八 時計及同部分品
 - 四十九 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料

- 五十 犬毛皮、猫毛皮、兎毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮及牛毛皮ノ製品
 - 五十一 幻燈機及同ケース
 - 五十二 運動用具
 - 五十三 魔法瓶及同ケース
 - 五十四 電球類
- 己類
- 五十五 化粧クリーム、化粧水、化粧下、頭髪用ノ油及煉油、整髪料、養毛料並ニ染毛料
 - 五十六 金庫
 - 五十七 大理石又ハ之ニ類スル裝飾用石材ヲ原料トスル撥石、陶磁器製タイル及スタンド硝子
 - 五十八 オールウェーヴラジオ聴取機以外ノラジオ聴取機ニシテ受信用真空管五個以下ノモノ
及ラジオ聴取機ノ部分品
 - 五十九 受信用真空管、マイクロフォン、拡声用増幅器及拡声器
 - 六十 乗用三輪自動車及自動自転車
 - 六十一 果実エッセンス類
 - 六十二 敷物類
 - 六十三 紙及セロファン
 - 六十四 口中剤

物品税法の一部を改正する法律(四一)

物品税法の一部を改正する法律(四一)

第三種

一 磷寸

二 サッカリン、ヅルチン及此等ヲ原料トスル調味用固型人工甘味料

三 清涼飲料

第一条第二項を次のように改める。

同一物品ニシテ第一種及第二種ノ物品ニ該当スルモノハ之ヲ第一種ノ物品トス

第二種ノ物品中甲類ニ該当スル物品ニシテ乙類、丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ甲類トシ乙類ニ該当スル物品ニシテ丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ乙類トシ丙類ニ該当スル物品ニシテ丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ丙類トシ丁類ニ該当スル物品ニシテ戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ丁類トシ戊類ニ該当スル物品ニシテ己類ニ該当スルモノハ之ヲ戊類トス

第二条を次のように改める。

第二条 物品税ノ税率左ノ如シ

第一種 物品ノ価格ノ百分ノ二十

第二種 物品ノ価格ノ百分ノ四十

甲類 物品ノ価格ノ百分ノ五十

乙類 物品ノ価格ノ百分ノ四十

丙類 物品ノ価格ノ百分ノ三十

丁類 物品ノ価格ノ百分ノ二十

戊類 物品ノ価格ノ百分ノ十

己類 物品ノ価格ノ百分ノ五

第三種

一 磷寸 千本ニ付 一円

二 サッカリン、ヅルチン及此等ヲ原料トスル調味用固型人工甘味料 一石ニ付 三百円

イ サッカリン及ヅルチン 一石ニ付 三百円

ロ サッカリン又ハヅルチンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料 一石ニ付 三百円

サッカリン又ハヅルチンノ使用量 一石ニ付 三百円

三 清涼飲料

イ 玉ラムネ糖詰ノモノ 一石ニ付 千二百円

ロ 其ノ他ノ糖詰ノモノ 一石ニ付 二千円

ハ 糖詰以外ノモノ 炭酸瓦斯使用量 一石ニ付 五百円

書画及骨董ニシテ前条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ

物品税法の一部を改正する法律(四一)

111

物品税法の一部を改正する法律(四一)

一一一

価格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル

紙及セロファンニシテ前条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三ノ税率ニ依ル

第三条第一項中「前条ノ価格ハ」の下に「第一種ノ物品ニ在リテハ小売業者ノ販売価格第二種ノ物品ニ在リテハ」を加え、「書画及骨董(書画及骨董ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ)ニ付テハ小売業者ノ販売価格トシ」を削る。

第三条ノ二第一項中「第一種又ハ第二種」を「第一種、第二種又ハ第三種」に改める。

第四条中「物品税ハ」の下に「第一種ノ物品ニ付テハ販売セラレタル物品ノ価格ニ応ジ小売業者ヨリ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ」を加え、「第二種」を「第三種」に改め、「書画及骨董ニ付テハ販売セラレタル物品ノ価格ニ応ジ小売業者ヨリ之ヲ徴収シ」を削る。

第六条第一項中「貴金属製品、金若ハ白金ヲ用ヒタル製品、」を削り、同条第三項中「第二種」を「第三種」に改め、同条第四項中「第一種又ハ第二種ノ物品」を「第二種又ハ第三種ノ物品」に改め、「(書画及骨董ヲ除ク以下第八条第二項、第十六条第一項、第十七条及第十七条ノ二ノ場合ヲ除キ同ジ)」を削り、同条第五項中「貴金属製品、金若ハ白金ヲ用ヒタル製品、」を削る。

第七条第一項各号列記以外の部分及び第一号中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同項第二号中「第一種及第二種」を「第二種及第三種」に、「第一種第三十七号」を「第二種第三十二号又ハ第四十七号」に改め、同項第三号中「公売」の下に「若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ換

価」を加え、同項第四号中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同条第二項中「第一種第三十七号」を「第二種第三十二号又ハ第四十七号」に改める。

第八条第一項中「書画及骨董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ小売業者」に、「第一種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)」を「第二種ノ物品」に、「第二種ノ物品ノ製造者」を「第三種ノ物品ノ製造者」に、「第二種第三号」を「第三種第三号」に、「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同条第二項中「第一種又ハ第二種」を「第一種、第二種又ハ第三種」に改める。

第九条第一項中「書画及骨董」を「第一種ノ物品」に、「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同条第二項中「書画及骨董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ小売業者」に、「第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク以下同ジ)」を「第二種若ハ第三種ノ物品」に、「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改める。

第十条第一項中「物品税ハ」の下に「第一種ノ物品ニ在リテハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ第二種及第三種ノ物品ニ在リテハ」を加え、同条第三項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改める。

第十条ノ二に次の一項を加える。
国税徴収法第七条ノ四第四項ノ規定ハ前条第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ提供セラレタル担保物ニ付之ヲ準用ス

第十一条第一項及び第十二条第一項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改める。
第十四条を次のように改める。

物品税法の一部を改正する法律(四一)

一一三

第十四条 物品税ヲ徴収スル場合ニ於テ納税義務者ガ国税徴収法第六条ノ規定ニ依ル指定納期日(第十條第三項ノ規定ニ依リ徴収ヲ猶予セラレタル場合ニ於テハ其ノ猶予セラレタル納期日)迄ニ物品税額ヲ完納セザルトキハ其ノ未納ニ係ル物品税額ニ対シ当該納期日(第十八條第一項第二号ノ規定ニ該当シ同條第三項ノ規定ニ依リ物品税ヲ徴収スル場合ニ於テ当該納期日ガ第十條第一項ニ規定スル納期限ヨリ遅キトキハ当該納期限)ノ翌日ヨリ当該物品税ヲ納付スル日迄ノ日数ニ応ジ百円ニ付一日四銭ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル利子税額ヲ物品税額ニ併セ徴収ス

前項ノ場合ニ於テ納税義務者ガ其ノ未納ニ係ル物品税額ノ一部ヲ納付シタルトキハ其ノ納付ノ日ノ翌日以降ノ期間ニ係ル利子税額計算ノ基礎トナル物品税額ハ同項ノ未納ニ係ル物品税額ヨリ其ノ一部納付ニ係ル物品税額ヲ控除シタル税額ニ依ル

利子税額計算ノ基礎トナル物品税額ガ千円未満ナルトキハ第一項ノ規定ヲ適用セズ当該税額ニ千円未満ノ端数ガアルトキハ之ヲ切捨テ計算ス

利子税額ガ三百円未満ナルトキハ之ヲ徴収セズ

第一項ノ規定ニ依リ利子税額ヲ併セ徴収スベキ場合ニ於テ当該納税義務者ガ納付シタル物品税額ガ同項ノ未納ニ係ル税額ニ達スル迄ハ其ノ納付シタル税額ハ当該物品税額ニ充當シタルモノトス但シ国税徴収法第二十八條ノ適用ヲ妨ゲズ

第十五條中「書画及骨董」を「第一種ノ物品」に、「第一種若ハ第二種」を「第二種若ハ第三種」に改める。

第十六條第一項中「第一種又ハ第二種」を「第一種、第二種又ハ第三種」に改め、同條第二項中「書画及骨董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ販売者」に、「第一種若ハ第二種」を「第二種若ハ第三種」に改める。

第十六條ノ二第一項中「書画及骨董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ販売者」に、「第一種若ハ第二種」を「第二種若ハ第三種」に、「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同條第三項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同條第四項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に、「物品税表示証ニ同項ノ」を「物品税表示証トシテノ」に改める。

第十六條ノ三第一項及び第二項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に、「第十六條ノ二」を「前條」に、「物品ニ貼付」を「物品ニ付貼付」に改め、同條第三項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に、「物品ニ貼付」を「物品ニ付貼付」に改める。

第十六條ノ四第一項から第三項まで中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同條第四項中「第一種」を「第二種」に、「第二種」を「第三種」に改める。

第十七條及び第十七條ノ二中「第一種又ハ第二種」を「第一種、第二種又ハ第三種」に改める。

第十八條第一項第一号中「書画及骨董」を「第一種ノ物品」に、「第一種若ハ第二種」を「第二種若ハ第三種」に改め、同條第二項中「書画及骨董」を「第一種ノ物品」に改める。

第二十二條ノ二中「第十六條」を「第十五條、第十六條」に改める。

第二十五條中「第一種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)」を「第二種ノ物品」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の物品税法(以下「旧法」という。)第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた当該承認に係る物品が指定期間内に移出先若しくは引取先に移入され、若しくは輸出され、又は用途に供されたことの証明がない場合における物品税の徴収又は免除については、なお従前の例による。
- 4 この法律施行の際、製造場以外の場所において物品の販売業者が所持する改正後の物品税法(以下「新法」という。)第一条第一項第一号から第五号までに掲げる物品については、政令で定めるところにより、新法第四条の規定にかかわらず、物品税を免除する。
- 5 書画及び骨とうの小売業者が、昭和二十八年六月中に小売した書画及び骨とうに対する物品税は、政令で定めるところにより、新法第十条第一項の規定にかかわらず、同年九月末日までに納付しなければならぬ。
- 6 新法第十五条の規定は、この法律施行後一月を限り、この法律施行前から引き続いて、新法第一条第一項第一号から第五号までに掲げる物品の小売業を営む者については、適用しない。
- 7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

外国人登録法の一部を改正する法律

(昭和二十八年五月三十日
法律第四十二号)

外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
附則第一項但書中「昭和二十八年六月一日までの間」を「二年以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

少年院法の一部を改正する法律

(昭和二十八年五月三十日
法律第四十三号)

少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項及び第二項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

外国人登録法の一部を改正する法律(四二)
少年院法の一部を改正する法律(四三)

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部 二八
を改正する法律(四四) 農業災害補償法の臨時特例に関する法律(四五)

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十八年五月三十日)
法律第四十四号

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十八年六月一日」を「昭和二十九年四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農業災害補償法の臨時特例に関する法律

(昭和二十八年六月四日)
法律第四十五号

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年産の麦及び蚕繭の共済に係る農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の規定の適用に関し、特例を設けることを目的とする。

(蚕繭共済掛金の一部国庫負担)

第二条 農業災害補償法第十三条の二の規定により国庫が負担する金額を定める場合において、共済金額を共済目的の種類ごとに都道府県別に合計した金額に乘すべき率は、左の率を合計したものとす。

- 一 当該共済目的に係る農業災害補償法第七十四条第一号の通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその平均被害率(以下この項において「最低率」という。)の三分の一
- 二 当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第七十四条第一号に規定する通常共済掛金標準率から最低率を差し引いて得た率の二分の一
- 三 当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第七十四条第二号に規定する異常共済掛金標準率の二分の一
- 四 当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第七十四条第三号に規定する超異常共済掛金標準率

(共済責任期間)

第三条 蚕繭共済の共済責任期間は、春蚕繭については桑の発芽期から春蚕期の収穫をするに至るまでの期間、夏秋蚕繭については桑の発芽期から最終蚕期の収穫をするに至るまでの期間とする。

(麦の共済掛金の一部国庫負担)

第四条 農業災害補償法第十二条第一項の規定により国庫が負担する金額を定める場合において、農業災害補償法の臨時特例に関する法律(四五)

済金額を都道府県別に合計した金額に乗すべき率は、麦については、左の率を合計したものとす
る。

- 一 麦の共済に係る農業災害補償法第七條第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるため基礎
とした平均被害率が全都道府県を通じて最低となる都道府県とその平均被害率を当該都道府県に
係る農業災害補償法第七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から差し引いて得た率
の二分の一
- 二 当該都道府県の麦の共済に係る農業災害補償法第七條第四項第二号に規定する異常共済掛金
標準率の二分の一
- 三 当該都道府県の麦の共済に係る農業災害補償法第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛
金標準率

(読替規定)

第五條 蚕繭についての農業災害補償法の適用については、第八十四條第一項第二号中「蚕繭」とある
のは「春蚕繭及び夏秋蚕繭」と、第六六條中「標準として定める」とあるのは「標準として次条第三項
の規定による危険階級の別に定める」と、第六九條第二号中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」
と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年産の蚕繭及び麦について適用する。

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会 の委員の任期延長に関する法律

(昭和二十八年六月二十七日
法律第四十六号)

(市町村農業委員会の委員の任期)

第一條 この法律の施行の際現に市町村農業委員会の委員である者及びこの法律の施行の後に新たに
市町村農業委員会の委員となつた者であつて、その任期が農業委員会法(昭和二十六年法律第八十
八号)第十五條の規定により昭和二十九年一月十八日までに満了するものの任期は、同條の規定に
かわからず、昭和二十九年一月十九日までとする。

(都道府県農業委員会の委員の任期)

第二條 この法律の施行の際現に都道府県農業委員会の委員である者及びこの法律の施行の後に新た
に都道府県農業委員会の委員となつた者であつて、その任期が農業委員会法第三十四條において準
用する同法第十五條の規定により昭和二十九年二月十九日までに満了するものの任期は、同條の規
定にかかわらず、昭和二十九年二月二十日までとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に
関する法律(四六)

皇室経済法の一部を改正する法律

（昭和二十八年六月三十日
法律第四十七号）

皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 削除

第二条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

- 二 外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合
- 三 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合

第六条第三項第二号に次の但書を加える。

但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

附 則

この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律

（昭和二十八年六月三十日
法律第四十八号）

皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第二条第二号」を「法第二条第四号」に改める。

第七条中「三千万円」を「三千八百万円」に改める。

第八条中「百四十万円」を「百九十万円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年七月一日から施行し、第二条の改正規定以外の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 昭和二十八年年度においては、改正後の皇室経済法施行法第七条の規定中「三千八百万円」とあるのは、「三千六百万円」と、同法第八条の規定中「百九十万円」とあるのは、一時金額により支出する皇族費に関する場合を除く外、「百七十七万五千円」と読み替えるものとする。

理容師美容師法の一部を改正する法律

(昭和二十八年六月三十日
法律第四十九号)

理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「において一年以上」を「において省令で定める期間以上」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 厚生大臣は、政令で定めるところにより、前二条に規定する理容師養成施設又は美容師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の第二条又は第三条の規定により理容師養成施設又は美容師養成施設において修習中の者又は修習を終えている者の理容師又は美容師の免許を受けることができる資格については、第二条又は第三条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第二十一条又は理容師法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十一号)による改正前の第二条第二号若しくは第三条第二号の規定により都道府県知事が行つた理容師若しくは理髪師又は美容師の試験の受験を出願した者は、第二条又は第三条の規定にかかわらず、昭和二十八年十二月

三十一日までは、都道府県知事が行う理容師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受けて理容師又は美容師になることができる。

4 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者又は省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第二条又は第三条の規定の適用については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者とみなす。

郵便法の一部を改正する法律

(昭和二十八年六月三十日
法律第五十号)

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「又は印紙の売さばき」を「印紙の売さばき、国民貯蓄債券の売さばき、買上若しくは償還」に改める。

第三十一条第一項第一号(イ)中「五十円」を「五十五円」に、「十五円」を「二十円」に改め、同項第二号中「六十五円」を「七十円」に、「十五円」を「二十五円」に改め、同項第三号中「八十五円」を「九十円」に、「十五円」を「三十円」に改める。

第四十四条第一項中「又は航空郵便」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八条第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償

郵便法の一部を改正する法律(五〇)

額が千円をこえるものについても三十五円とする。

第五十二条第一項中「又は航空郵便」を削る。

第五十三条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八条第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償額が千円をこえるものについても三十五円とする。

第五十六条中「差出、」の下に「運送、」を加える。

第五十七条中「航空郵便、」を削る。

第六十条第二項を次のように改め、同条第三項中「四十円」を「五十円」に改め、同条第五項を削る。

速達の取扱は、郵政大臣の定める地域にあつては郵便物(重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物を除く。)につき、これをするものとする。

第六十条の二を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十八年七月五日から施行する。

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律

(昭和二十八年七月四日法律第五十一号)

(貸付金債権の取得の認可に関する特例)

第一条 国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(外国政府が半額以上出資して設立した金融機関であつて政令で定めるものをいう。)(以下「国際復興開発銀行等」という。)(が、貸付金債権でその果実又は元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとするものを取得しようとする場合において、その貸付を受けようとする者が主務大臣の認可を受けたときは、外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)第十三条第一項の規定により国際復興開発銀行等が当該貸付金債権の取得について認可を受けたものとみなす。

2 前項の規定による認可の手續及び認可に関する事務その他同項の認可に関しては、これを外資に関する法律第十三条第一項の認可とみなして、同法の規定を適用する。

(日本開発銀行又は日本輸出入銀行の外貨債務の保証)

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその国際復興開発銀行等からの資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(五一)

(日本開発銀行又は日本輸出入銀行の債券の発行)

第三条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行は、その国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額を限り債券を発行することができる。

2 外資に関する法律第三条に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八八号)の一部を次のように改正する。
第十九条の次に次の一条を加える。

(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第十九条の二 日本開発銀行は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。

附則第十八項中「他の法令」を「第十九条の二に規定する場合を除き、他の法令」に改める。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に 関する法律

(昭和二十八年七月七日
法律第五十二号)

第一条 国会が国の唯一の立法機関たる性質にかんがみ、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派(ここにいう会派には、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出のあつた政党で議院におけるその所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。)に対し、立法事務費を交付する。

2 前項の立法事務費は、議員に対しては交付しないものとする。

第二条 立法事務費は、毎月交付する。

第三条 立法事務費として各会派に対し交付する月額は、各議院における各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき一万円の割合をもつて算定した金額とする。

第四条 前条の所属議員数は、毎月交付日における各会派の所属議員数による。

2 立法事務費の交付日において、議員の任期満了、辞職、退職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は衆議院の解散があつた場合には、当月分の立法事務費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(五二)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
(五三)

四〇

第五条 各会派の認定は、各議院の議院運営委員会の議決によつて決定する。

第六条 各会派は、立法事務費の交付を受けるために、立法事務費経理責任者を定めなければならない。

第七条 各議院の議長は、立法事務費の交付に関し疑義があると認めるときは、議院運営委員会に諮つて決定する。

第八条 この法律に定めるものを除く外、立法事務費の交付に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

附則

この法律は、昭和二十八年七月七日から施行し、同年四月一日以後の立法事務費につき適用する。但し、同年四月から六月までの立法事務費は、第二条及び第四条第一項の規定にかかわらず、同年七月七日現在における各会派に対し一括して交付するものとし、その金額は、同日現在の当該所属議員数に応じて算定する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十八年七月八日
法律第五十三号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二但書中「日額五百円」を「日額千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月十八日から適用する。

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十八年七月八日
法律第五十四号)

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律(昭和二十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

「日額千五百円」を「日額二千五百円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律(五四)

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(五五)

四二

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律

(昭和二十八年七月八日)
法律第五十五号

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

- 4 前項の駐留軍労務者に対しては、その者の退職前でも、その者が連合国軍労務者として在職した期間に対する退職手当分として、同項中「退職の日」とあるのを「昭和二十八年七月十日」と読み替えて同項の規定により計算した退職手当の額を支給する。
- 5 前項の規定による退職手当は、昭和二十八年七月十日に支給する。

附則

この法律は、昭和二十八年七月十日から施行する。

火薬類取締法の一部を改正する法律

(昭和二十八年七月九日)
法律第五十六号

火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(が)ん具用煙火を除く。」を「(通商産業省令で定めるものを除く。)」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 火薬庫の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十二条中「第十七条第一項」の下に「若しくは第二十四条第二項」を、「譲受」の下に「若しくは輸入」を加え、同条に後段として次のように加える。

相続若しくは遺贈又は法人の合併により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を消費することを要しなくなつたとき及び狩猟法第三条の規定による狩猟免許を受けた者であつて装薬銃を使用するものが、狩猟免状の有効期間満了の際火薬類を所持する場合において、その満了の日から一

火薬類取締法の一部を改正する法律(五六)

四三

火薬類取締法の一部を改正する法律（五六）

四四

年を経過したときも同様である。
 第二十五条第一項但書中「又は射的練習」を「射的練習、信号又は観賞」に改める。
 第四十八条第一項中「第五条、」の下に「第十二条第一項、」を加える。
 第四十九条第一項の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
一 第三条の許可の申請をする者	二万円
二 第五条の許可の申請をする者	一万五千円
三 第十二条第一項の許可の申請をする者	五千円
四 第十五条の完成検査を受けようとする者	三千円
五 第十七条第一項の許可の申請をする者	三百円
六 第二十条の運搬証明書の交付を受けようとする者	三百円
七 第二十四条第二項の許可の申請をする者	三千円
八 煙火について第二十五条第一項の許可の申請をする者	三百円
九 第三十一条第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者	千円
十 第三十一条第三項に規定する都道府県知事の行う試験を受けようとする者	七百元

十一 火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状の再交付を受けようとする者

三百円

第四十九条第二項中「並びに甲種火薬類作業主任者免状及び乙種火薬類作業主任者免状の交付」を「第三十一条第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者及び甲種火薬類作業主任者免状又は乙種火薬類作業主任者免状の再交付」に改める。

第五十条第一項中「第十二条、」の下に「第十二条の二第二項、」を加える。

第五十一条第二項中「信号火せん及び煙火」を「及び信号火せん」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条に第三項として次の一項を加える。

3 煙火については、第十七条、第十九条から第二十二條まで、第二十七条、第三十条第二項、第三十三条及び第三十六条の規定は、適用しない。

第五十二条第一項中「又は第十六条」を「又は第十二条の二第二項、第十六条」に改める。

第六十条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 第四十八条第一項の条件に違反した者

第六十一条第四号中「第十六条第一項」を「第十二条の二第二項、第十六条第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

火薬類取締法の一部を改正する法律（五六）

四五

鉱業法の一部を改正する法律

(昭和二十八年七月九日
法律第五十七号)

鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 地方鉱害賠償基準協議会(第六十五条―第七十条)」「第七章 異議の申立(第七十一条―第八十条)」を「第六章の二 地方鉱業協議会(第六十五条―第七十条)」「第七章 異議の申立(第七十一条―第八十条)」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 土地調整委員会は、前項の規定による禁止をした場合において、その鉱区禁止地域内における同項の規定により指定された鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになると認めるときは、通商産業局長に対し、その鉱区禁止地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権について第十三条の規定による処分をすべきことを勧告することができる。

第三十三条中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第三十五条及び第五十三条中「公共の用に供する施設」の下に「若しくはこれに準ずる施設」を加え、「破壊し、」の下に「文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、」を加える。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 国は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて生じた損失を当該鉱業権者(減少の処分に係る鉱区の部分又は取消に係る鉱業権の鉱区に租鉱権が設定されてい

るときは、当該鉱業権者及び当該租鉱権者)に対し補償しなければならない。

2 前項の規定により補償すべき損失は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて通常生ずべき損失とする。

3 通商産業局長は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて著しく利益を受ける者があるときは、その者に対し、その利益を受ける限度において第一項の規定による補償金の額の全部又は一部を負担させることができる。

4 第一項の規定による補償金及び前項の規定による負担金の額は、通商産業局長が地方鉱業協議会の意見をきき、且つ、通商産業大臣の承認を受けて決定する。

5 前条の規定により鉱区の減少の処分を受け、又は取り消された採掘権の上に抵当権があるときは、当該抵当権者の承諾を得た場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。

6 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対して、その権利を行うことができる。

第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二 鉱業権者は、前条の管理人の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

2 第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

3 通商産業局長は、第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

第八十七条中「第六十四条、」の下に「第六十四条の二、」を加える。

第一百二十二条第一項、第六十五条、第六十九条及び第七十条中「地方鉱害賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に改める。

「第四節 地方鉱害賠償基準協議会」を削り、第六十五条の前に次の章名を加える。

第六章の二 地方鉱業協議会

第六十六条を次のように改める。

(所掌事務)

第六十六条 地方鉱業協議会は、通商産業局長の諮問に応じて、第五十三条の二第一項の規定による補償金及び同条第三項の規定による負担金の額並びに第十二条第一項の基準に關し調査審議する。

第六十七条第一項中「地方鉱害賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に、「十二人」を「二十人」に改め、同条第二項中「職員」の下に「及び鉱業に關し學識経験がある者」を加える。

第八十七条第一項中「租鉱権の取消、」の下に「第五十三条の二第四項の決定、」を加える。

第八十九条中「規定による通知又は」の下に「第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(強制徴収)

第八十九条の二 通商産業局長は、第五十三条の二第三項の規定による負担金を納付しない者があ

るときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定により督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 通商産業局長は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る負担金を納付しないときは、国税滞納処分例により、これを処分する。

4 通商産業局長は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る負担金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

5 第一項に規定する負担金及び前項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先だつものとする。

6 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定は、第一項に規定する負担金及び第四項の延滞金に關する書類の送達に準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、附則第三項の規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から適用する。

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の適

鉱業法の一部を改正する法律(五七)

用に関しては、鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第四条の規定により鉱物の掘採を継続することができる者は、鉱山保安法第二条第一項の鉱業権者と、その者が掘採の事業を行う事業場は、同条第二項の鉱山と、その事業場において掘採の事業に従事する者は、同条第三項の鉱山労働者とみなす。

3 日本国との平和条約の規定に基き同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を喪失した者がその日に鉱業権又は租鉱権を有していたときは、その者及びその相続人は、鉱業法第十七条(同法第八十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、昭和二十九年四月二十七日までは、当該鉱業権又は租鉱権を有することができる。

4 鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)の一部を次のように改正する。
第七条に次の一項を加える。

3 新法第八十九条の規定は、第一項の土地の所有者が知れない場合又はその所在が不分明な場合における同項の通知に準用する。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第三十条中「地方鉱害賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に改める。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律

(昭和二十八年七月十日)
法律第五十八号

第一条 以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業についての漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二条第一項の許可及び同法第五十四条の起業の認可には、同法第五十八条の規定は、適用しない。

第二条 前条の許可又は起業の認可は、漁業法第五十五条第一項又は第五十九条の規定により許可又は起業の認可をしなければならない場合を除く外、左に掲げる場合に限つてすることができる。

一 中型機船底曳網漁業取締規則(昭和九年農林省令第二十号)第一条ノ二又は第三条第一項の規定により東経百二十八度三十分以西、北緯二十五度以北の海面を操業区域の全部又は一部とする漁業の許可又は起業の認可(以下「第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等」という。)を昭和二十七年十二月一日において受けていた者(以下「第二条第一号の中型機船底びき網漁業者」という。)で、その許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。次号において同じ。)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律(五八)

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律(五八)

五二

二 中型かつお・まぐろ漁業取締規則(昭和二十一年農林省令第四十三号)第二条又は第四条第一項の規定により総トン数七十トン以上の船舶についての漁業の許可又は起業の認可(以下「第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等」という。)を昭和二十七年十二月一日において受けていた者(以下「第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者」という。)で、その許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶について遠洋かつお・まぐろ漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

第三条 左の各号の一に該当する者は、第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者とみなす。

- 一 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、相続又は合併により、その許可又は起業の認可を承継した者
- 二 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、その許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶を使用する権利を取得した者又は取得しようとする者で、その船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの
- 三 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可の期間の満了により更に第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

- 四 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの
- 五 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの
- 六 前五号に掲げる者に準ずる者として農林省令で定める者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した時にその効力を失う。

国土調査法の一部を改正する法律

(昭和二十八年七月十四日)
法律第五十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条各号列記以外の部分中「当該調査を行う者に対し、」を「当該調査を行う者又は当該調査を行

国土調査法の一部を改正する法律(五九)

五三

ら者に対して補助金を交付する都道府県に対し、」に改める。

第十二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十五条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。

一 第五条第一項の規定による計画及び作業規程の作成並びに同条第二項の規定による計画及び同条第三項の規定による作業規程の作成

第十七条第一項中「当該国土調査が行われた市町村の事務所において、」を「当該調査を行った者の事務所（地籍調査にあつては、当該調査が行われた市町村の事務所）において、」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律

（昭和二十八年七月十五日）
法律第六十号

（目的）

第一条 この法律は、最近における取引の实情に即応し、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、一円未満の通貨の発行を停止することとし、

これに伴い、現金支払の場合における支払金の端数計算の基準を定めて取引の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「小額補助貨幣」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 貨幣法（明治三十年法律第十六号）の規定により政府が発行した貨幣のうち額面価格が五十銭以下のもの

二 貨幣法第十七条の規定により通用を認められた貨幣

三 臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の規定により政府が発行した臨時補助貨幣のうち額面価格が一円以下のもの

2 この法律において「小額紙幣」とは、臨時通貨法の規定により政府が発行した五十銭の小額紙幣で昭和二十八年十二月三十一日において現に通用するものをいう。

3 この法律において「小額日本銀行券」とは、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十九条第一項の規定により日本銀行が発行した十銭及び五銭の日本銀行券をいう。

4 この法律において「小額通貨」とは、小額補助貨幣、小額紙幣及び小額日本銀行券をいう。
（小額通貨の通用禁止及び引換）

第三条 小額通貨は、昭和二十八年十二月三十一日限り、その通用を禁止する。

2 小額通貨は、昭和二十九年一月四日以後次条から第六条までの規定により引き換えるものとす
小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（六〇）

る。

（小額通貨の引換の請求）

第四条 小額通貨を所持する者は、昭和二十九年一月四日から昭和二十九年六月三十日まで、その所持する小額通貨を小額通貨以外の通貨と引き換えることを請求することができる。但し、小額通貨の合計額に五十銭未満の端数がある場合におけるその端数額に相当する小額通貨及び小額通貨の合計額が五十銭未満である場合におけるその小額通貨については、この限りでない。

2 左の各号に掲げる場合における前項の規定による引換の期間は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間とする。

一 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十九年六月一日以後本邦（当該政令で定める地域を除く。）に到着した者の所持する小額通貨を引き換える場合については、到着の日から一月以内

二 その他やむを得ない事由がある場合であつて政令で定める場合については、政令で定めず期間
3 通用を禁止したる貨幣紙幣の引換に関する件（明治二十三年法律第十三号）は、第一項の規定により小額補助貨幣及び小額紙幣の引換を請求する場合には、適用しない。

（引換事務の取扱機関）

第五条 小額通貨の引換に関する事務は、大蔵省令で定めるところにより、日本銀行が行う。

2 郵政官署は、政令で定めるところにより、日本銀行に代り、前項の事務の一部を取り扱うものと

する。

（引換金額の特例）

第六条 第四条第一項の規定による小額通貨の引換の請求があつた場合において、引換を請求する小額通貨の合計額に五十銭以上一円未満の端数があるときはその端数額を、その合計額が五十銭以上一円未満であるときはその合計額を、引換を請求する者一人につき一回に限り、一円と引き換えるものとする。

（日本銀行に対する引換差額の交付）

第七条 政府は、第四条から前条までの規定により小額通貨が小額通貨以外の通貨と引き換えられた場合において、当該小額通貨以外の通貨の額面価格の合計額がその引き換えられた小額通貨の額面価格の合計額を超過するときは、その超過額に相当する金額を、予算の定めるところにより、日本銀行に交付するものとする。

（報告）

第八条 日本銀行は、大蔵省令で定める手続により、第四条から第六条までの規定による小額通貨の引換に関する報告書が大蔵大臣に提出しなければならない。

（小額通貨の未回収残高の処理）

第九条 政府は、昭和二十九年六月三十日における小額紙幣の発行高から、同日において日本銀行代理店及び郵政官署が保有する小額紙幣の額面価格の合計額及び大蔵大臣が定める金額を差し引いた

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（六〇）

金額を、大蔵省令で定める手続により、小額紙幣発行高から除去し、その除去した発行高に相当する金額を即日歳入に受け入れるものとする。

2 日本銀行は、昭和二十九年六月三十日における小額日本銀行券の発行高を、同年七月一日における日本銀行券発行高から除去するものとする。

3 日本銀行は、特別の勘定を設け、前項の規定により除去した発行高に相当する金額を区分整理しななければならない。

4 日本銀行は、第二項の規定により除去した発行高に相当する金額から政令で定める金額を差し引いた金額に相当する金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

5 前項に定めるものの外、第二項の規定により除去した発行高に相当する日本銀行の財産の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

（二円未満の通貨の発行停止）

第十条 政府は、当分の間、一円未満の額面価格を有する貨幣（臨時補助貨幣を含む。）及び紙幣を発行しないものとする。

2 日本銀行は、当分の間、一円未満の額面価格を有する日本銀行券を発行することができない。

（債務の支払金の端数計算）

第十一条 債務の弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額（数個の債務の弁済を同時に現金の支払により行う場合においては、その支払うべき金額の合計額）に五十銭未満の

端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を一円として計算するものとする。但し、特約がある場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び公社等（国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）に規定する国及び公社等をいう。以下同じ。）が収納し、又は支払う場合においては、適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条、第十一条及び次項から附則第十項までの規定は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

一 小額紙幣整理法（昭和二十三年法律第四十二号）

二 補助貨幣損傷等取締法臨時特例（昭和二十七年法律第三百三十二号）

3 旧小額紙幣整理法第一条に規定する小額紙幣のうち、同法第二条但書に規定する外国その他大蔵大臣の指定する地域から引き揚げ、昭和二十八年十二月一日以後本邦に到着した者の所持するものは、第三条第二項及び第四条から第八条までの規定の適用については、第二条第二項に規定する小額紙幣とみなす。

- 4 附則第二項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料については、簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四百十五号）附則第三項の規定により保険料の取立を停止したものを除いて、当該保険料の一年分を前納する払込方法によることを約したものとみなす。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。
 - 一 簡易生命保険約款の定めるところによりその払込について団体の取扱を受ける保険料
 - 二 昭和二十一年十月一日以後に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料と併合して払い込む保険料
- 6 前項各号に掲げる保険料が払い込まれる場合において、その払込金額（当該保険料と併合して払い込まれる保険料を含む。）の合計額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。
- 7 国庫出納金等端数計算法の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「法令による公団、」及び「商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会、」を削り、「国及び公団等」を「国及び公社等」に改める。
 - 第二条から第四条まで中「国及び公団等」を「国及び公社等」に改める。
 - 第五条第一項中「百円未満であるときは、」の下に「政令をもつて指定する国税又は地方税の場合を除く外、」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（益金等の端数計算の特例）

第六条の二 法令の規定により納付をする益金又は欠損補てん金に対する第二条第一項の規定の適用については、同項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、」とあるのは、「一円未満の端数があるときは、益金についてはその端数金額を切り捨て、欠損補てん金については」とする。

第七条第一項各号列記以外の部分中「第二項及び第三項の規定に該当する場合を除き、」を削り、同項第一号から第五号までを削り、同項第六号中「第十条及び附則第二項」を「及び第十条」に改め、同号を同項第一号とし、同項第七号を同項第二号とし、同項第八号を削り、同項第九号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

附則第三項を削る。

- 8 国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

- 9 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。
 - 第三十六条第一項但書を削る。

- 10 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のよう

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（六〇）

に改正する。

第八条第二項中「遅延利息の額について特に定めない限り、その額」を「遅延利息の額」に改める。

農産物検査法の一部を改正する法律

（昭和二十八年七月十五日）
法律第六十一号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に、「売り渡す場合」を「売渡、売渡の委託又は加工の委託をする場合」に改め、同項に次の一号を加え、同項を第四項とする。

五 みずから消費する目的で大麦、はだか麦又は小麦の加工の委託をする場合
第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 大麦、はだか麦又は小麦の生産者は、その生産した大麦、はだか麦又は小麦の加工の委託をする場合には、その委託前に国の検査を受けなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（検査前の買受等の禁止）

第五条の二 米麦又は精米の売買取引（その仲立又は取次を含む。）又は加工を業とする者は、第三条第一項及び第二項の規定により国の検査を受けるべき米麦又は精米については、生産者から当該米

麦又は精米で国の検査を受けていないものを買受け、売渡の委託を受け、又は加工の委託を受けなければならない。

第六条第二項に次の但書を加える。

但し、災害その他やむを得ない事情により農林大臣が必要があると認めるときは、公示の日から施行期日までの期間を短縮することができる。

第二十条の次に次の一条を加える。

（調査）

第二十条の二 農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、農産物の生産者、販売業者、加工業者又は倉庫業者に対し、省令の定めるところにより、必要な事項の報告を徴し、又は当該職員にこれらの者のほ場、事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査を行う場合においては、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十二条第一号中「第三条第一項若しくは第二項」を「第三条第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同条中第二号を第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

農産物検査法の一部を改正する法律（六一）

- 二 第五条の二の規定に違反した者
 - 第二十二條に次の一号を加える。
 - 六 第二十条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 附 則
- この法律は、公布の日から施行する。

金管理法

（昭和二十八年七月十五日）
法律第六十二号

金管理法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この法律は、対外決済の準備に充てるため政府が金を買ひ上げることとともに、金の取引の実態を調査することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「金鉱物」とは、金を含有する鉱物及びその製錬により得られる物（粗金及び金地金を除く。）をいう。

2 この法律において「粗金」とは、金鉱物の製錬又は採取により得られる金を含有する地金（粗銅又

は粗鉛からの電解澱物、青化澱物、混汞澱物及び貴鉛を除く。）であつて、金の品位が千分中一以上九百九十九未満のものをいう。

3 この法律において「金地金」とは、粗金の精製により得られる地金であつて、金の品位が千分中九百九十九以上のものをいう。

（金地金の政府への売却）

第三条 金鉱物の製錬又は採取により、新たに粗金を取得した者は、主務省令で定めるところにより、その取得の日の属する月の末日後三月以内に、その取得に係る粗金のうち、その取得に係る粗金中に含まれる金量のうちで政令で定める金量を得るに必要な粗金を金地金に精製して、これを政府に売却しなければならない。但し、主務省令で定めるところにより、当該粗金を取得した日の属する月の翌々月の末日までに、当該粗金を金地金に精製すべきことを造幣局に委託して、その精製により得られるべき金地金を政府に売却したときは、この限りでない。

2 主務大臣は、災害その他やむを得ない事由があるときは、前項に規定する者の申請により、六月をこえない範囲内において、同項に規定する期限を延長することができる。

（買入価格）

第四条 前条の規定により政府が金地金を買ひ入れる場合の価格は、国際通貨基金協定（昭和二十七年条約第十三号）第四条の規定による価格の範囲内で主務大臣が定める。

（報告及び立入検査）

第五条 主務大臣は、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金及び金地金の生産及び受払の状況に関する報告を徴することができる。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員をして、前項に規定する者の事務所、営業所、工場、倉庫又は金鉱物、粗金若しくは金地金が蔵置されていると認められる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならぬ。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告）

第六条 主務大臣は、金の取引の実態を調査するため必要な限度において、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金又は金地金を買い受けた者から粗金及び金地金の受払及び使用の状況に関する報告を徴することができる。

（主務大臣及び主務省令）

第七条 第五条第一項及び第二項の規定における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とし、前条の規定における主務大臣は、大蔵大臣、厚生大臣及び通商産業大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣とする。

2 第五条第一項の規定における主務省令は、大蔵省令、通商産業省令とし、前条の規定における主

務省令は、大蔵省令、厚生省令、通商産業省令とし、その他の規定における主務省令は、大蔵省令とする。

（罰則）

第八条 第三条第一項の規定に違反して金地金を政府に売却しなかつた者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

第九条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項又は第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の金管理法（以下「旧法」という。）第三条から第五条までの規定により金地金（旧法第二条第一項の金地金をいう。）を政府に売却しなければならなかつた者であつて、この法律の施行の日の

前日までに当該金地金を政府に売却していない者については、旧法第三条から第六条まで、第二十四号第一号並びに第二十七条及び第二十八条（第二十四号第一号の規定に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 旧法第二十条の規定により輸入税の免除を受けた物品を輸入した金鉱業者については、旧法第二十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。
第四号第五十三号中「金地金の配給、」を削る。

第十号第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 金の買取及び売渡並びに輸出入の規制に関すること。

十二 金地金の政府買入価格の決定に関すること。

第十五号第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

6 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五号中第四十七号を削り、第四十八号を第四十七号とし、第四十八号の二を第四十八号とする。

第十一号中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

産業労働者住宅資金融通法

（昭和二十八年七月十七日法律第六十三号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 公庫の業務（第七条―第十条）
- 第三章 雑則（第十一条―第十四条）
- 第四章 罰則（第十五条・第十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、健康で文化的な生活を営むに足りる産業労働者住宅を建設しようとする者に対し、産業労働者住宅の建設に必要な資金の一部を長期且つ低利で融通することにより、その建設を促進し、もつて産業労働者の福祉の増進と産業の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者 生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者で、国、産業労働者住宅資金融通法（六三）

国がその資本金の二分の一以上を出資している法人及び地方公共団体以外のものをいう。

二 産業労働者 事業者で使用されている者をいう。

三 産業労働者住宅 産業労働者の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。

（業務を行う機関）

第三条 この法律による資金の融通に関する業務は、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が行うものとする。

（資金融通の原則）

第四条 この法律による資金の融通は、一事業者に使用されている産業労働者の住宅不足が甚しい場合において、当該産業労働者のために産業労働者住宅（以下「住宅」という。）を建設しようとする者で、住宅の建設に必要な資金の全額を調達することが困難であるものに対し、その住宅の建設資金の不足額を補足するためのものとして行わなければならない。

（住宅の敷地の選定基準等）

第五条 この法律により資金の融通を受けて建設する住宅の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地であるとともに、その位置は、産業労働者の日常生活の利便の増進及び労働能率の向上に寄与するよう選ばなければならない。

2 この法律により資金の融通を受けて建設する住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造及び設備を有するものとともに、集団的に建設されるように努めなければならない。

（地方公共団体の援助）

第六条 地方公共団体は、その公益上必要があると認める場合においては、第七条第一項各号に掲げる者に対して、資金上及び技術上の援助を与えることができる。

第二章 公庫の業務

（資金の貸付の範囲）

第七条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、左に掲げる者に対し、住宅の建設に必要な資金の貸付を行う。

一 事業者でその事業に使用する産業労働者に対し住宅を建設して貸し付けるもの

二 事業者が、その事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸し付けさせる目的で出資又は融資する会社その他の法人

2 公庫は、前項各号に掲げる者が住宅の建設に附随して新たに土地の取得を必要とする場合においては、土地の取得に必要な資金を当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

3 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号。以下「公庫法」という。）第十九条の規定は、第一項の規定により貸付をすることができる住宅について準用する。この場合において、公庫法第十九条中「第二十条第一項」とあるのは、「産業労働者住宅資金融通法第九条第一項」と読み替えるものとする。

（貸付を受けるべき者の選定）

第八条 公庫は、前条の規定による資金の貸付を行う場合においては、貸付の申込をした者について、住宅を必要とする事由、貸付希望金額、元利金の償還の見込その他資金の貸付に必要な事項をそれぞれ充分に審査し、且つ、申込をした者の総数及び申込に係る貸付希望金額の総額を参し、よくして、資金の貸付を受けるべき者を公正に選ばなければならぬ。

2 公庫は、前項の規定により資金の貸付を受けるべき者を選ばうとする場合においては、住宅の貸付を受ける産業労働者を使用する事業者を管轄する都道府県労働基準局の意見を参し、よくしなければならぬ。

（貸付の条件）

第九条 第七条の規定による貸付金（以下「貸付金」という。）の戸当りの金額の限度並びに貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

区 分	貸付金の限度	貸付金の利率	貸付金の償還期間
耐火構造の住宅（主要構造部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。）の建設及びこれに附して同じ。）の建設	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合において標準建設費又は土地の価額（価額が標準価額をこえる場合において標準価額）以下）	年六分五厘	三十五年以内

随する土地の取得を目的とする貸付金

本条において同じ。）の六割に相当する金額

簡易耐火構造の住宅（外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。）の建設及びこれに附して同じ。）の建設を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	年六分五厘	二十五年以内
耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の五割五分に相当する金額	年六分五厘	十八年以内

2 公庫法第二十条第三項の規定は前項の場合における住宅の床面積について、公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は前項に規定する標準建設費及び標準価額について、それぞれ準用する。

3 公庫法第二十一条第三項、第四項（第五号、第六号及び第八号を除く。）及び第五項の規定は、貸付金の償還について準用する。この場合において、公庫法第二十一条第四項第四号中「第十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは、「産業労働者住宅資金融通法第七条第一項各号の一」と読み替えるものとする。

4 公庫法第二十二条の規定は、貸付金の貸付の条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更について産業労働者住宅資金融通法（六三）

て準用する。

（業務の委託）

第十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、地方公共団体に対し、第七条の規定による資金の貸付に關する申込の受付及び審査、貸付金に係る住宅の建設工事の審査その他資金の貸付に關する業務を、公庫の業務を委託するに必要で、且つ、適切な組織と能力を有する銀行（日本銀行を除く。）その他の金融機関に対し、資金の貸付及び元利金の回収その他回収に關する業務を、それぞれ委託することができる。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2 公庫法第二十三条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により委託する場合について準用する。

第三章 雜則

（公庫の業務方法書の認可）

第十一条 主務大臣は、公庫法第二十四条第一項の規定により公庫の業務方法書に關し認可をしようとする場合において、この法律に基く業務に係る部分については、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならぬ。

（公庫の事業計画及び資金計画の認可）

第十二条 主務大臣は、公庫法第二十五条第一項の規定により公庫の事業計画及び資金計画のうち住宅に係るものを認可しようとする場合においては、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならぬ。

50

（家賃その他の賃貸の条件等）

第十三条 この法律による貸付金に係る住宅の家賃その他の賃貸の条件は、主として入居者の住居費の負担能力を考慮して、適正に定めなければならない。

2 この法律による貸付金に係る住宅は、産業労働者以外の者に貸し付けてはならない。

（主務大臣、主務省令）

第十四条 この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とし、主務省令は、建設省令・大蔵省令とする。

第四章 罰則

第十五条 第十条第一項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員が同条第二項において準用する公庫法第二十三条第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第十六条 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定（この法律において準用する公庫法の規定を含む。）により主務大臣の認可を受け、又は承認を得なければならない場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。

- 二 第七条第三項において準用する公庫法第十九条の規定に違反して貸付をしたとき。
- 三 第九条第一項の規定又は同条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定に違反して貸付金の限度をこえて貸付を行ったとき。
- 四 第九条第二項において準用する公庫法第二十条第五項の規定に違反して公表を怠り、又は不實の公表をしたとき。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項中住宅金融公庫法第十六条の改正規定に係る部分は、昭和二十八年四月一日から適用する。
- 2 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。
第一条に次の一項を加える。
 - 2 住宅金融公庫は、前項に規定するものの外、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）に基き、産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通することを目的とする。
第十六条の見出しを「（役員員の地位及び給与）」に改め、同条に次の二項を加える。
 - 2 公庫の役員及び職員は、国家公務員としての給与を受ける。但し、総裁は、公庫の役員及び職員に対して、その受ける俸給の百分の二十に相当する金額をこえない範囲内において、主務大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。この場合において、主務大臣が承認を与えようとするときは、人事院に協議しなければならない。

- 3 前項の特別手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定による俸給とはしない。
第十七条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。
第十七条第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
 - 3 公庫は、前二項に規定する業務の外、産業労働者住宅資金融通法（以下「融通法」という。）第七条に規定する資金貸付の業務を行う。
第二十四条第二項中「前条第二項に規定する」を削る。
第二十八条第三項中「資金のうち、」を「資金を郵便振替貯金とし、又は」に、「必要な金額を限り」を「必要な金額の範囲内において」に改める。
第三十条中「金融機関」の下に「（融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。）」を加える。
第三十一条第二項中「この法律」の下に「及び融通法」を加える。
第三十二条第一項第一号中「若しくはこの法律に基く命令又は」を「若しくは融通法又はこれらの法律に基く命令若しくは」に改める。
第三十三条第一項中「金融機関」の下に「若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関」を加える。

- 3 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
第六十三条の次に次の一条を加える。
第六十三条の二（住宅金融公庫の償還金） 第五十八条から第六十一条までの規定は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）による住宅金融公庫又は住宅金融公庫から業務の委託を受けた金融機関を加入者とし、当該加入者に住宅金融公庫の貸付に係る償還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱について、これを準用する。
- 2 前項の償還金を納付するために払い込む場合における払込の料金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、十円、即時払の料金は、八円とする。
- 4 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。
第三条第二十三号の二中「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）」の下に「及び産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）」を加える。
- 5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第六号の次に次の一号を加える。
六の二 産業労働者住宅資金の融通に関すること。

北海道防寒住宅建設等促進法

（昭和二十八年七月十七日
法律第六十四号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、北海道における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設及び防寒改修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、もつて北海道の開発に寄与し、あわせて北海道における火災その他の災害の防止及び木材の消費の節約に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関係地方公共団体 北海道及びその区域内の市町村をいう。
- 二 防寒住宅 北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する住宅をいう。
- 三 防寒改修 既存の住宅の構造又は設備を北海道の気象に適するように防寒的なものとすることをいう。

（国の責務）

第三条 国は、防寒住宅の建設若しくは防寒改修又はこれらに関する試験研究若しくは普及事業を行う者に対し、財政上、金融上又は技術上の援助を与えるように努めなければならない。

北海道防寒住宅建設等促進法（六四）

（試験研究及び普及事業に対する国の援助）

第四条 国は、防寒住宅の建設又は防寒改修に関し、左に掲げる事業を行う関係地方公共団体に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六条（補助金の交付）の規定に基く補助金を交付することができる。

一 試験研究

二 巡回指導、資料の展示、出版物の配布、講習会の開催その他の普及事業

三 技術者又は技能者の養成又は研修

（補助金の交付の手續）

第五条 前条の規定により国の補助金の交付を受けようとする関係地方公共団体は、建設省令の定めるところにより、事業の計画書及び経費見積書を添えて、補助金交付申請書を建設大臣に提出しなければならぬ。

2 建設大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、これを当該関係地方公共団体に通知しなければならない。

3 市町村が第一項の規定により補助金交付申請書を建設大臣に提出する場合及び建設大臣が前項の規定による通知を市町村にする場合においては、それぞれ北海道知事を経由してしなければならない。

（補助金の返還等）

第六条 建設大臣は、第四条の規定により国の補助金の交付を受ける関係地方公共団体が当該補助に係る試験研究若しくは普及事業を行わず、又は当該補助金を補助の目的以外に使用したときは、当該関係地方公共団体に対し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（国又は地方公共団体の資金によつて建設される住宅）

第七条 国又は地方公共団体が北海道の区域内において建設する住宅は、これを防寒住宅とするよう努めなければならない。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅）

第八条 住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）（以下「公庫法」という。）第十七条（業務の範囲）第一項の規定により、北海道の区域内において住宅の建設（あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したくないものの購入を含む。以下本条において同じ。）をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ、公庫法第十九条（貸付をすることができる住宅）並びに第二十条（貸付金額の限度）第一項及び第二項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅でなければならない。

2 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の利率は年五分五厘とし、貸付金の一戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

区 分	貸付金の限度	償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるもの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合において標準建設費以下の場合においては標準建設費）若しくは本条において標準建設費をこえる場合において標準建設費の八割五分以下に相当する金額	三十年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるもの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	三十五年以内

3 第一項に規定する住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、公庫法第二十条第二項に規定する主務省令で定めるものの外、建設省令・大蔵省令で定める。

4 公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、同条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される産業労働者住宅）

第九条 公庫が産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）（以下「融通法」という。）第七条（資金の貸付の範囲）第一項の規定により、北海道の区域内において産業労働者住宅の建設

をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができ住宅は、防寒住宅であつて、且つ、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条及び融通法第九条（貸付の条件）第一項に規定する耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅でなければならぬ。

2 公庫が北海道の区域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の利率は年六分五厘とし、貸付金の一戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

区 分	貸付金の限度	貸付金の償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるもの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費以下の場合においては標準建設費）若しくは本条において標準建設費をこえる場合において標準建設費の八割五分以下に相当する金額	三十五年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるもの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	三十年以内

3 第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で

定める。

- 4 融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

（報告）

- 第十條 北海道知事は、毎年一回、建設省令の定めるところにより、北海道の区域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について建設大臣に報告しなければならない。

- 2 北海道知事は、前項の規定による報告をするについて必要があると認めるときは、北海道の区域内の市町村の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（罰則）

- 第十一條 第八條又は第九條の規定に違反して資金の貸付をした公庫の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第八條及び第九條の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を限り、政令で指定する地域内において建設（あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したくないものの購入を

含む。）をする住宅については適用しない。

- 3 公庫が、この法律の施行前（前項に規定する住宅については、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日前）に、資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理したものについては、第八條及び第九條の規定にかかわらず、公庫法の規定を適用する。

- 4 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
第三條第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の施行に関する事務を管理すること。

- 5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第三第一号百二十二の次に次のように加える。

百二十二の二 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の定めるところにより、建設大臣に報告をする等の事務を行うこと。

木船再保険法

（昭和二十八年七月十七日
法律第六十五号）

（この法律の目的）

- 第一條 この法律は、政府が、木船相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十

木船再保険法（六五）

七号）第二條第二項に定める本船相互保険組合をいう。以下「組合」という。）が同法の規定による保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険し、もつて組合の健全な経営を確保することを目的とする。

（再保険）

第二條 政府は、組合が船主相互保険組合法の規定による保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。

（再保険関係の成立）

第三條 政府と組合との間の再保険関係は、組合とその組合員との間の保険関係の成立により、その成立の時において、成立する。

（再保険金額）

第四條 再保険金額は、保険金額の百分の七十とする。

（再保険料率）

第五條 再保険料率は、組合の保険料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

2 前項の割合は、すべての組合の保険料の合計額から組合の通常の事務費の合計額を控除した額とすべての組合の保険料の合計額との割合を基準として定める。

（政府の支払うべき再保険金の金額）

第六條 政府が支払うべき再保険金の金額は、組合が支払うべき保険金の金額の百分の七十とする。

（再保険料の分割納付）

第七條 政府は、組合が、当該組合の定款で定めるところにより組合員から保険料を分割して徴収するときは、その徴収する当該保険料に対応するように再保険料を分割して納付させてもよい。

（再保険料の払いもどし）

第八條 政府は、組合が、その組合の定款で定めるところにより保険料の払いもどしをしたときは、政令で定めるところにより、その組合に対し、再保険料の一部を払いもどすことができる。

（保険関係に関する事項の通知）

第九條 組合は、その組合員との間に保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

（保険事故発生時の通知）

第十條 組合は、組合が負担した危険の発生によつて損害が生じたとき、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に通知しなければならない。

（再保険の免責）

第十一條 左の場合には、政府は、再保険金の全部又は一部につき支払の責を免かれる。

- 一 組合が法令又は定款に違反して保険金を支払つたとき。
- 二 組合が損害額を不当に認定して保険金を支払つたとき。

三 組合が不正の目的をもつて、前二条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。
（組合が委付等により取得した権利）

第十二条 政府が組合に対して再保険金を支払おうとする場合において、組合が当該保険関係に係る委付又は代位により取得した権利があるときは、運輸大臣は、その一切の権利の適正な行使が行われるように、その行使の方法について審査しなければならない。

第十三条 再保険金の支払を受けた組合は、当該保険関係に係る委付又は代位により取得した権利を行使した場合には、その行使によつて得た金額から行使に要した費用を控除した額の百分の七十に相当する金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

（報告等）

第十四条 運輸大臣は、この法律に規定する再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、組合に対し、その事業に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出を命ずることができ

（検査等）

第十五条 運輸大臣は、この法律に規定する再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、組合の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

（再保険事業に関する事務費の繰入）

第十六条 政府は、この法律に規定する再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより一般会計から木船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

（短期時効）

第十七条 再保険金の支払の義務及び再保険料の払いもどしの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（審査の請求）

第十八条 組合は、再保険に関する政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求があつたときは、運輸大臣は、木船再保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（木船再保険審査会）

第十九条 運輸省に、木船再保険審査会を置く。

2 木船再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理する。

第二十条 木船再保険審査会は、委員四人をもつて組織する。

木船再保険法（六五）

- 2 委員は、左に掲げる者につき運輸大臣が任命する。
 - 一 大蔵省の職員 一人
 - 二 運輸省の職員 一人
 - 三 組合の役員 一人
 - 四 学識経験のある者 一人
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 前三項に規定するものの外、木船再保険審査会の委員及び運営に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

（罰則）

第二十一条 左の各号の一に該当する場合においては、その行為をした組合の役員、使用人又は代理人は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の規定による報告をせず、若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出したとき。
- 二 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に組合とその組合員との間に保険関係が存する場合は、この法律の施行に

より、当該保険関係に関する政府と組合との間の再保険関係が、この法律の施行の日に成立するものとする。

- 3 前項の規定により成立した再保険関係に係る再保険料は、当該再保険関係に係る組合とその組合員との間の保険関係に係る保険料のうち、再保険関係の成立の日前の期間に係るものに対応する再保険料を含まないものとする。
- 4 組合は、附則第二項の規定により政府と組合との間に再保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならぬ。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。
- 5 第十一条（同条第三号の場合に限る。）の規定は、前項の規定による通知に関して準用する。
- 6 木船保険法（昭和十八年法律第三十九号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第九号ノ六の次に次の一号を加える。
九ノ七 木船相互保険組合ノ発スル証書、帳簿
- 8 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第十五号の三の次に次の一号を加える。
十五の四 木船相互保険組合の設立を認可し、及び木船再保険事業を行うこと。

木船再保険法（六五）

第二十三条第一項第七号を次のように改める。

七 木船相互保険組合の設立の認可及び木船再保険事業に関する事。

第三十八条第一項の表中水先審議会の項の次に次の一項を加える。

木船再保険審査会——運輸大臣の諮問に応じ木船再保険法（昭和二十八年法律第六十五号）

第十八条第二項に規定する審査を行うこと。

9 船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「百隻以上」を「百隻以上（木船相互保険組合にあつては三百隻以上）」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、木船相互保険組合について前項の保険金の削減の認可をする場合には、保険金の削減によつて、木船相互保険組合が組合員に対して支払う保険金の額が政府から支払を受ける再保険金の額を下ることとならないようにしなければならぬ。

第五十四条に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、第十六条第二項第三号に掲げる書類に定めた事項のうち保険料に関する事項（木船相互保険組合に関するものに限る。）について、同条第四項の規定により変更の認可をし、又は第五十一条の規定により変更の命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならぬ。

航空機抵当法

（昭和二十八年七月二十日）
法律第六十六号

（この法律の目的）

第一条 この法律は、航空機に関する動産信用の増進により、航空の発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「航空機」とは、飛行機及び回転翼航空機で航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章の規定による登録を受けたものをいう。

（抵当権の目的）

第三条 航空機は、抵当権の目的とすることができる。

（抵当権の内容）

第四条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した航空機（以下「航空機」という。）につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

（対抗要件）

第五条 抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿に運輸大臣が行う登録を受けなければ、第三者に対抗することができなす。

（抵当権の効力の及ぶ範囲）

第六条 抵当権は、抵当航空機に附加して一体となつてゐる物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定が

ある場合及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

（不可分性）

第七条 抵当権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、抵当航空機の全部につき、その権利を行使することができる。

（物上代位）

第八条 抵当権は、抵当航空機の売却、賃貸、滅失又は損によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、その払渡又は引渡前に差押をしなければならぬ。

（物上保証人の求償権）

第九条 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の履行によつて抵当航空機の所有権を失つたときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

（抵当権の順位）

第十条 数個の債権を担保するため同一の航空機について抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登録の前後による。

（先取特権との順位）

第十一条 同一の航空機について抵当権及び先取特権が競合する場合には、抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

（担保される利息等）

第十二条 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権を行使することができる。

2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金を通算して二年分をこえることができない。

（抵当権の処分）

第十三条 抵当権者は、抵当権を他の債権の担保に供し、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のため抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

2 前項の場合において、抵当権者が数人のために抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登録にした附記の前後による。

第十四条 前条の処分は、民法第四百六十七条の規定に従い、主たる債務者に抵当権の処分を通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、これをもつてその債務者、保証人、抵当権設定者又はこれらの承継人に対抗することができない。

2 主たる債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承

諾を得ないで行つた弁済は、これをもつてその者に対抗することができない。

（代価弁済）

第十五条 抵当航空機を買い受けた第三者が抵当権者の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

（第三取得者の費用償還請求権）

第十六条 抵当航空機を取得した第三者が抵当航空機について必要費又は有益費を出したときは、民法第九十六条の区別に従い、抵当航空機の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。

（共同抵当の代価の配当）

第十七条 債権者が同一の債権の担保として数個の航空機の上に抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各航空機の価額に応じてその債権の負担を分ける。

2 ある航空機の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合においては、次の順位にある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により他の航空機につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行うことができる。

3 前項後段の規定により代位して抵当権を行う者は、その抵当権の登録にその代位を附記することができる。

（一般財産からの弁済）

第十八条 抵当権者は、抵当航空機の代価で弁済を受けない債権の部分についてのみ他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、抵当航空機の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3 前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

（抵当権者に対する通知）

第十九条 運輸大臣は、抵当航空機が航空法第八条第一項第三号に該当することとなつた場合において、同条第一項の規定によりまつ消登録の申請を受理したとき、又は同条第二項の催告をした後当該航空機の所有者が同項の期間内にまつ消登録を申請しないときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。

（抵当権の実行）

第二十条 抵当権者は、前条の通知を受けたときは、当該航空機に対して、直ちに、その権利を執行することができる。

2 前項の規定により抵当権を実行しようとするときは、抵当権者は、前条の通知を受けた日から三箇月以内に、その手続をしなければならない。

3 運輸大臣は、前項の規定により抵当権の実行の手續をすることが出来る期間内及び抵当権の実行の終るまでの期間内は、第一項の航空機について航空法の規定によるまつ消登録をすることができなす。

4 競落を許す決定が確定したときは、第一項の航空機について航空法第八条第一項第三号の事由が発生しなかつたものとみなす。
(時効による消滅)

第二十一条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によつて消滅しない。

第二十二条 債務者又は抵当権設定者以外の者が抵当航空機について取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。

(質権設定の禁止)

第二十三条 航空機は、質権の目的とすることができない。

(命令への委任)

第二十四条 航空機登録原簿の記載その他登録に関する事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める。
2 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条ノ三第一項中「航空機ノ登録」を「航空機ニ関スル登録」に、同項第一号中「新規登録」を「新規登録又ハ移転登録」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一ノ二 抵当権ノ取得 債権金額 千分ノ三
第四条ノ三第一項第二号の次に次の三号を加える。

二ノ二 抹消シタル登録ノ回復 航空機每一箇 金五十円

二ノ三 仮登録 航空機每一箇 金五十円

二ノ四 附記登録 航空機每一箇 金五十円

第四条ノ三第一項第三号中「抹消」を「更正又ハ抹消」に改める。

3 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ三中「所轄登記所」を「関係官庁」に、同条第一項中「不動産又ハ船舶」を「不動産若ハ船舶又ハ登録シタル自動車若ハ航空機」に、「登記」を「登記又ハ登録」に改める。

4 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四ノ三 航空機抵当

5 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第二十八条の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

一ノ二 航空機抵当に関する事。

第二十八条の二第二項中「前項第五号から第七号まで」を「前項第一号、第一号の二、第五号から第七号まで」に、「同項第一号から第四号まで」を「同項第二号から第四号まで」に改める。

6 航空法の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（登録）

第三条 運輸大臣は、この章で定めるところにより、航空機登録原簿に航空機の登録を行う。

第三条の次に次の二条を加える。

（国籍の取得）

第三条の二 航空機は、登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

（対抗力）

第三条の三 登録を受けた飛行機及び回転翼航空機の所有権の得喪及び変更は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第五条の見出しを「（新規登録）」に改め、同条中「登録は、航空機の所有者の申請により」を「登録を受けていない航空機の登録（以下「新規登録」という。）は、所有者の申請により」に改め、同条第六号中「及び登録番号」を削る。

第六条中「登録」を「新規登録」に改める。

第七条を次のように改める。

（変更登録）

第七条 新規登録を受けた航空機（以下「登録航空機」という。）について第五条第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、変更登録の申請をしなければならない。但し、次条の規定による移転登録又は第八条の規定によるまつ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

第七条の次に次の一条を加える。

（移転登録）

第七条の二 登録航空機について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、移転登録の申請をしなければならない。

第八条の見出しを「（まつ消登録）」に改め、同条中「登録のまつ消を申請し」を「まつ消登録の申請をし」に、「同条第一項第二号中「三箇月」を「二箇月」に、同条第三項中「登録をまつ消し」を「まつ消登録をし」に改め、同項中「正当な理由がないのに」を削る。

第八条の次に次の三条を加える。

（航空機登録原簿の謄本等）

第八条の二 何人も、運輸大臣に対し、航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付を請求し、又は利害関係がある部分に限り航空機登録原簿の閲覧を請求することができる。

（登録記号の打刻）

航空機抵当法（六六）

- 第八條の三 運輸大臣は、飛行機又は回転翼航空機について新規登録をしたときは、遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。
- 2 前項の航空機の所有者は、同項の打刻を受けるために、運輸大臣の指定する期日に当該航空機を運輸大臣に呈示しなければならない。
- 3 何人も、第一項の規定により打刻した登録記号の表示をき損してはならない。

（新規登録を受けた飛行機及び回転翼航空機に関する強制執行等）

第八條の四 新規登録を受けた飛行機又は回転翼航空機に関する強制執行については、地方裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

- 2 前項の強制執行に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。
- 3 前二項の規定は、新規登録を受けた飛行機又は回転翼航空機の競売について準用する。

（命令への委任）

第九條 航空機登録原簿の記載、登録の回復、登録の更正その他登録に關する事項は、政令で定める。

- 2 航空機登録証明書及び登録記号の打刻に關する細目的事項は、運輸省令で定める。
- 第十五條中「登録がまつ消された」を「まつ消登録があつた」に改める。

第三百三十五條の表中 「 第十條第一項の耐空証明を申請する者 八万一千四百円」を

「 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者 五十円	
「 一の二 第十條第一項の耐空証明を申請する者 八万一千四百円	に改める。

第五百十條中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八條の三第二項の規定に違反して、航空機を呈示しなかつた者

一の二 第八條の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示をき損した者

第五百十九條中「又は人の業務」の下に「又は財産」を加える。

第六百六十一條中第一号を第一号の二とし、同号中「第七條第一項、」を削り、同号の前に次の一号を加える。

一 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請をしなかつた者

7 改正前の航空法の規定によりした航空機の登録は、この法律の施行後は、改正後の航空法第五條の規定によりした新規登録とみなす。

8 改正前の航空法第七條第一項の規定によりした登録の変更の届出は、この法律の施行後は、改正後の航空法第七條又は第七條の二の区分に従い、これらの規定によりした変更登録又は移転登録の申請とみなす。

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律(六七)

一〇四

- 9 改正前の航空法第八条第一項の規定によりした登録のまつ、消の申請は、この法律の施行後は、改正後の航空法第八条第一項の規定によりしたまつ、消登録の申請とみなす。
- 10 運輸大臣は、改正前の航空法の規定により登録をした飛行機又は回転翼航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならぬ。
- 11 前項の規定による打刻については、改正後の航空法第八条の三第二項及び第三項、第五百五十条第一号及び第一号の二並びに第五百五十九条の規定を準用する。

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十八年七月二十一日)
法律 第六十七号

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「半年」の下に「(国有の林野から産出する樹木の売払代金にあつては、一年)」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

逃亡犯罪人引渡法

(昭和二十八年七月二十一日)
法律 第六十八号

(定義)

第一条 この法律において「締約国」とは、日本国との間に犯罪人の引渡に関する条約(以下「引渡条約」という。)を締結した外国をいう。

2 この法律において「引渡犯罪」とは、引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡を請求することができるものとして掲げる犯罪をいう。

3 この法律において「逃亡犯罪人」とは、引渡犯罪を犯し、その犯罪について締約国の刑事に関する手続が行われた者であつて、引渡条約により締約国が日本国に対し引渡を請求することができるものをいう。

(引渡に関する制限)

第二条 左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。但し、第六号又は第七号に該当する場合において、引渡条約に別段の定があるときは、この限りでない。

一 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪が政治犯罪であるとき。

二 引渡の請求が、逃亡犯罪人の犯した政治犯罪について審判し、又は刑罰を執行する目的でなされたものと認められるとき。

三 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又はその引渡犯罪に係る

逃亡犯罪人引渡法(六八)

一〇五

裁判が日本国の裁判所において行われたとした場合において、日本国の法令により逃亡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができないと認められるとき。

四 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪について締約国の有罪の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑うに足りる相当な理由がないとき。

五 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

六 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終らず、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。

七 逃亡犯罪人が日本国民であるとき。

（引渡の請求を受けた外務大臣の措置）

第三条 外務大臣は、締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求があつた場合において、その方式が引渡条約に適合すると認めるときは、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡の請求があつたことを証明する書面に關係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならない。

（法務大臣の措置）

第四条 法務大臣は、外務大臣から前条の規定による引渡の請求に関する書面の送付を受けたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し關係書類を送付して、逃亡

犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をなすべき旨を命じなければならない。

一 明らかに逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当すると認めるとき。

二 第二条第六号又は第七号に該当する場合には逃亡犯罪人を引き渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引渡条約の定がある場合において、明らかに同条第六号又は第七号に該当し、且つ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

（逃亡犯罪人の拘禁）

第五条 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ発する拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。但し、逃亡犯罪人が定まつた住居を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の拘禁許可状は、東京高等検察庁の検察官の請求により発する。

3 拘禁許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡を請求した締約国の名称、有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

第六条 東京高等検察庁の検察官は、検察事務官、警察官、警察吏員、海上保安官又は海上保安官補

（以下「検察事務官等」という。）に前条の拘禁許可状による拘束をさせることができる。

2 拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束するには、これを逃亡犯罪人に示さなければならぬ。

3 検察事務官等は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したときは、できる限りすみやかに、これを東京高等検察庁の検察官に引致しなければならぬ。

4 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七十一条、第七十三条第三項、第七十四条及び第二百二十六条の規定は、拘禁許可状による拘束について準用する。

第七条 東京高等検察庁の検察官は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したとき、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、直ちに、その人違でないかどうかを取り調べなければならぬ。

2 逃亡犯罪人が人違でないときは、直ちに、拘束の事由を告げた上、拘禁すべき監獄を指定し、すみやかに且つ直接、逃亡犯罪人をその監獄に送致しなければならない。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

（審査の請求）

第八条 東京高等検察庁の検察官は、第四条の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地が判らない場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に対し、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した

時又は受け取つた時から二十四時間以内に審査の請求をしなければならない。

2 前項の審査の請求は書面で行い、これに関係書類を添附しなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、第一項の請求をしたときは、逃亡犯罪人に前項の請求書の謄本を送付しなければならない。

（東京高等裁判所の審査）

第九条 東京高等裁判所は、前条の審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定するものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

2 逃亡犯罪人は、前項の審査に関し、弁護士を補佐を受けることができる。

3 東京高等裁判所は、第一項の決定をする前に、逃亡犯罪人及びこれを補佐する弁護士に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。但し、次条第一項第一号又は第二号の決定をする場合は、この限りでない。

4 東京高等裁判所は、第一項の審査をするについて必要があるときは、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。この場合においては、その性質に反しない限り、刑事訴訟法第一編第十一章から第十三章まで及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

（東京高等裁判所の決定）

第十条 東京高等裁判所は、前条第一項の規定による審査の結果に基づいて、左の区別に従い、決定を

しなければならない。

- 一 審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定
 - 二 逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当するときは、その旨の決定
 - 三 逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するときは、その旨の決定
- 2 前項の決定は、その主文を東京高等検察庁の検察官に通知することによつて、その効力を生ずる。

3 東京高等裁判所は、第一項の決定をしたときは、すみやかに、東京高等検察庁の検察官及び逃亡犯罪人に裁判書の謄本を送達し、東京高等検察庁の検察官にその提出した関係書類を返還しなければならない。

（審査請求命令の取消）

第十一条 外務大臣は、第三条の規定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求を撤回する旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、第四条の命令をした後に、外務大臣から前項の規定による通知を受け、又は第四条各号の一に該当するに至つたときは、直ちに、その命令を取り消すとともに、第八条第三項の規定による審査請求書の謄本の送付を受けた逃亡犯罪人にその旨を通知しなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、審査の請求をした後に審査請求命令が取り消されたときは、すみやかに、審査の請求を取り消さなければならない。

（逃亡犯罪人の釈放）

第十二条 東京高等検察庁の検察官は、第十条第一項第一号若しくは第二号の決定があつたとき、又は前条の規定により審査請求命令が取り消されたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

（裁判書の謄本等の法務大臣への提出）

第十三条 東京高等検察庁検事長は、第十条第三項の規定により、裁判書の謄本が東京高等検察庁の検察官に送達されたときは、すみやかに、意見を附し、関係書類とともに、これを法務大臣に提出しなければならない。

（引渡に関する法務大臣の命令等）

第十四条 法務大臣は、第十条第一項第三号の決定があつた場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡を命ずるとともに、逃亡犯罪人に対する旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人に対する旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたとき、又は第十条第三項の規定により同条第一項第三号の決定の裁判書の謄本の送達を受けた日から十日以内に前項の規定による引渡の命令がないときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

ばならない。

- 3 法務大臣は、第一項の規定により逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪人の引渡を命ずることができない。但し、第二条第六号の場合に關し引渡条約に別段の定がある場合において、同条同号に該当するため逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後同条同号に該当しないこととなつたときは、この限りでない。

（引渡の場所及び期限）

- 第十五条 前条第一項の引渡の命令による逃亡犯罪人の引渡の場所は、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されている監獄とし、引渡の期限は、引渡命令の日の翌日から起算して三十日目の日とする。但し、逃亡犯罪人が引渡の命令の日に拘禁されていないときは、引渡の場所は、拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁すべき監獄又は拘禁が停止されるまで逃亡犯罪人が拘禁されていた監獄とし、引渡の期限は、逃亡犯罪人が拘禁状により拘束され、又は拘禁の停止の取消により拘束された日の翌日から起算して三十日目の日とする。

（引渡に關する措置）

- 第十六条 第十四条第一項の規定による引渡の命令は、引渡状を發して行ふ。
- 2 引渡状は、東京高等検察庁検事長に交付しなければならない。
- 3 法務大臣は、引渡状を發すると同時に、外務大臣に受領許可状を送付しなければならない。

- 4 引渡状及び受領許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡を請求した締約国の名称、引渡の場所、引渡の期限及び發付の年月日を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

第十七条 東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けた場合において、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁され、又はその拘禁が停止されているときは、逃亡犯罪人が拘禁され、又は停止されるまで拘禁されていた監獄の長に対し、引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮しなければならない。

- 2 前項に規定する場合を除き、東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。
- 3 前項の拘禁状は、東京高等検察庁の検察官が發する。
- 4 第六条及び第七条の規定は、拘禁状による逃亡犯罪人の拘束について準用する。
- 5 東京高等検察庁検事長は、拘禁状により拘束された逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、その監獄の長に対し引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮するとともに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

第十八条 法務大臣は、東京高等検察庁検事長から前条第五項又は第二十二條第六項の規定による報告があつたときは、直ちに、外務大臣に対し、逃亡犯罪人を引き渡すべき場所に拘束した旨及び引渡の期限を通知しなければならない。

第十九条 外務大臣は、第十六条第三項の規定による受領許可状の送付を受けたときは、直ちに、こ

れを引渡を請求した締約国に送付しなければならない。

2 外務大臣は、前条の規定による通知を受けたときは、直ちに、その内容を締約国に通知しなければならない。

第二十条 第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡の指揮を受けた監獄の長は、締約国の官憲から受領許可状を示して逃亡犯罪人の引渡を求められたときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならない。

2 監獄の長は、引渡の期限内に前項の規定による引渡の求がないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならない。

（締約国の官憲による逃亡犯罪人の護送）

第二十一条 前条第一項の規定により、逃亡犯罪人の引渡を受けた締約国の官憲は、すみやかに、逃亡犯罪人を締約国内に護送するものとする。

（拘禁の停止）

第二十二条 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を親族その他の者に委託し、又は逃亡犯罪人の住居を制限して、拘禁の停止をすることができる。

2 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。第十七条第一項の規定により法務大臣から東京高等検察庁検事長に対して引渡状の交付があつ

たときは、拘禁の停止を取り消さなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定により拘禁の停止を取り消したときは、検察事務官等に逃亡犯罪人の拘束をさせることができる。

4 前項の規定による拘束は、拘禁許可状の謄本及び東京高等検察庁の検察官が作成した拘禁の停止を取り消した旨の書面を逃亡犯罪人に示した上、これを拘禁すべき監獄に引致して行ふ。

5 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、逃亡犯罪人に対し拘禁の停止を取り消された旨を告げて、これを拘禁すべき監獄に引致することができる。但し、その書面は、できる限りすみやかに逃亡犯罪人に示さなければならない。

6 東京高等検察庁検事長は、第二項後段の規定による拘禁の停止の取消があつた場合において、逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

7 左の各号の一に該当するときは、停止されている拘禁は、その効力を失ふ。

一 逃亡犯罪人に対し、第十条第一項第一号又は第二号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二 逃亡犯罪人に対し、第十一条第二項の規定による通知があつたとき。

三 逃亡犯罪人に対し、第十四条第一項の規定により、法務大臣から引き渡すことが相当でないことを認める旨の通知があつたとき。

（仮拘禁に関する通知等）

第二十三条 外務大臣は、引渡条約に基き、締約国から逃亡犯罪人が犯した引渡犯罪についてその者を逮捕すべき旨の令状が発せられたことの通知があり、且つ、当該締約国の外交官が締約国において引渡条約に従つて逃亡犯罪人の引渡の請求をすべき旨を保証したときは、その通知及び保証があつたことを証明する書面を作成し、これを法務大臣に送付しなければならない。

2 前項の書面には、関係書類があるときは、これを添附しなければならない。

（仮拘禁に関する措置）

第二十四条 法務大臣は、前条第一項の規定による書面の送付を受けた場合において、逃亡犯罪人を仮に拘禁することを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、逃亡犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。

第二十五条 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。

2 第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、仮拘禁許可状による拘禁について準用する。

第二十六条 法務大臣は、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人について、外務大臣から第三条の規定による引渡の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第四条各号の一に該当す

るため同条の規定による命令をしないときは、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人に対する旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

第二十七条 東京高等検察庁検事長は、仮拘禁許可状が発せられている逃亡犯罪人について第四条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁の検察官をして、逃亡犯罪人に対し引渡の請求があつた旨を告知させなければならない。

2 前項の告知は、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁されている場合には、その監獄の長に通知して行い、拘禁されていない場合には、逃亡犯罪人に書面を送付して行ふ。

3 仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人に対し第一項の規定による告知があつたときは、その拘禁は、拘禁許可状による拘禁とみなし、第八条第一項の規定の適用については、その告知があつた時に東京高等検察庁の検察官が拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘禁したものとみなす。

第二十八条 外務大臣は、第二十三条の規定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求をしない旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯

罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

第二十九条 仮拘禁許可状により逃亡犯罪人が拘禁されている監獄の長は、逃亡犯罪人が拘束された日から二箇月以内に第二十七条第二項の規定による通知を受けないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならない。

第三十条 第二十二條第一項から第五項までの規定は、仮拘禁許可状による拘禁に準用する。

2 前項において準用する第二十二條第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、逃亡犯罪人に対し第二十七條第一項の規定による告知がなされたときは、当該仮拘禁許可状による拘禁の停止は、第二十二條第一項の規定による拘禁の停止とみなす。

3 第一項において準用する第二十二條第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、停止されている仮拘禁許可状による拘禁は、その効力を失う。

一 逃亡犯罪人に対し、第二十六條第一項又は第二十八條第二項の規定による通知があつたとき。

二 逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘束された日から二箇月以内に、逃亡犯罪人に対し第二十七條第一項の規定による告知がないとき。

（最高裁判所の規則）

第三十一条 この法律に定めるものの外、東京高等裁判所の審査に関する手続及び拘禁許可状又は仮拘禁許可状の発付に関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。

（東京高等裁判所の管轄区域の特例）

第三十二条 この法律に定める東京高等裁判所若しくはその裁判官又は東京高等検察庁の検察官の職務の執行に関しては、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の規定にかかわらず、東京高等裁判所には、管轄区域の定がないものとする。

（引渡条約発効前に犯された引渡犯罪に関する引渡の請求）

第三十三条 日本国と外国との間に新たに引渡条約が締結された場合においては、引渡条約に締約国が日本国に対し当該引渡条約の効力発生前に犯された引渡犯罪については逃亡犯罪人の引渡を請求することができない旨の定がある場合を除き、この法律は、当該引渡条約の効力発生前に犯された引渡犯罪につきその効力発生後になされた引渡の請求に関しても、適用されるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年七月二十二日から施行する。

2 逃亡犯罪人引渡条例（明治二十年勅令第四十二号）は、廃止する。

3 この法律は、この法律の施行前に犯された引渡犯罪に関する逃亡犯罪人の引渡の請求についても、適用する。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(六九)

一一〇

4 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「刑事被告人」の下に「拘禁許可状、仮拘禁許可状又ハ拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者」を加える。

第九条中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ」の下に「拘禁許可状、仮拘禁許可状又ハ拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者」を加える。

5 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十五条の次に次の一条を加える。

(逃亡犯罪人の引渡を請求した場合における補償)

第二十六条 犯罪人の引渡に関する条約により、日本国が締約国に対し逃亡犯罪人の引渡を請求した場合において、締約国が当該逃亡犯罪人の引渡のためにした抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

(昭和二十八年七月二十一日)
法律 第六十九号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年四月から五月までの間における凍霜害によつて損失を受けた農業者(養蚕業者を含む)に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、養蚕業者又は茶その他政令で定める農作物を栽培している農業者であつて、昭和二十八年四月から五月までの間における凍霜害(以下「凍霜害」という)による藪又は当該農作物の減収がその平年における収穫量の百分の三十以上である旨の市町村長(特別区のある地にあつては特別区の区長、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合管理者。次項において同じ。)の認定を受けたものをいう。

2 この法律において「営農資金」とは、農業協同組合又は金融機関が、被害農家に対し、肥料、薬剤等の購入資金その他農業経営に必要な資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限二年(政令で定める場合は三年)以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十八年九月三十日までに貸し付けるものをいう。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた営農資金(農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつ

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(六九)

一一一

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（六九）

一一二

て貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。）につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対し、その貸し付けた営農資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるため

の資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

2 前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」という。）は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のでん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（六九）

一一三

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(六九)

一二四

道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により府令が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の営農資金の総額は、二十億円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘(政令で定める場合は年三分)の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)

第五条 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打切又は返還)

第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三条第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(農林漁業金融公庫の行う業務の特例)

第七条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条に掲げる業務の外、政令の定めるところにより、被害農家、農業協同組合又は農業協同組合連合会に対し、凍霜害を受けた桑、茶その他政令で定める農作物の樹勢回復のため昭和二十八年において施用する肥料の購入に必要な資金、昭和二十八年産夏秋蚕を増産するために要する蚕種の購入に必要な資金及び凍霜害を受けたそ菜の代作用種子の購入に必要な資金の貸付をすることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(六九)

一二五

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(七〇)
人権擁護委員法の一部を改正する法律(七一)

一一六

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

(昭和二十八年七月二十一日)
法律第七十号

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「百億円」を「百八十億九千三百万円」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 農林漁業金融公庫法第四条の改正規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年度に
おいて出資するものとする。

人権擁護委員法の一部を改正する法律

(昭和二十八年七月二十二日)
法律第七十一号

人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「都道府県の人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改
める。

第六条の見出し中「推薦委嘱」を「推薦及び委嘱」に改め、同条第二項中「都道府県知事、当該都道府

県の区域内の弁護士会及び当該都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県知事並びに当該都
道府県の区域(北海道にあつては、第十六条第二項但書の規定により法務大臣が定める区域とする。
以下第五項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会」に、同条第三項中「第四

条第二項の規定により定められた定数の倍数の者」を「人権擁護委員の候補者」に改め、同条中第五
項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市
町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、
第二項の規定にかかわらず、第三項に規定する者の中から、都道府県知事並びに当該都道府県の区
域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞いて、人権擁護委員を委嘱することが
できる。

第六条に次の一項を加える。

8 市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。
第九条中「二年」を「三年」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

第十条中「その者を推薦した市町村長の管轄する区域内」を「その者の置かれている市町村の区域内」
に改める。

人権擁護委員法の一部を改正する法律(七一)

一一七

人権擁護委員法の一部を改正する法律（七一）

一一八

第十五条第一項中「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

第十六条の見出しを「協議会、連合会及び全国連合会」に改め、同条第二項中「人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

第十六条に次の一項を加える。

3 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

第十七条第二項及び第十八条中「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（全国連合会の任務）

第十八条の二 全国人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

- 一 都道府県人権擁護委員連合会の任務に関する連絡及び調整をすること。
- 二 人権擁護委員の職務に關し必要な資料及び情報の収集をすること。
- 三 人権擁護委員の職務に關する研究及び意見の発表をすること。
- 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。
- 五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。

2 全国人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

第十九条中「人権擁護委員協議会又は都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

離島振興法

（昭和二十八年七月二十二日）
法律 第七十二号

（目的）

第一条 この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情よりくる後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に關する対策を樹立し、これに基く事業を迅速且つ強力に実施することによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（指定）

第二条 内閣総理大臣は、離島振興対策審議会の意見を聞いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島を、離島振興対策実施地域として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

離島振興法（七二）

一一九

（離島振興計画の作成）

第三条 前条の規定により、離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県知事は、当該地域について離島振興計画を作成し、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 前項の離島振興計画は、その地域について、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の二第一項又は第十条第四項に基く総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならぬ。

（離島振興計画の内容）

第四条 前条の離島振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

- 一 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路及び通信施設の整備
- 二 資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備
- 三 水害、風害その他の災害を防止するために必要な国土保全施設の整備
- 四 住民の福祉向上のため必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備

（離島振興計画の設定）

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項の規定による報告があつたときは、離島振興対策審議会の意見を聞いて、離島振興計画を定める。

2 内閣総理大臣は、前項の離島振興計画を定めるときは、これを関係都道府県知事に通知するもの

とする。

第六条 内閣総理大臣は、毎年度、離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による事業計画を作成するときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

（事業の実施）

第七条 前条第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるものの外当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（経費の計上）

第八条 国は、第五条第一項の離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

（特別の助成）

第九条 国は、第五条第一項の離島振興計画の事業を行う地方公共団体その他の者に対し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講じなければならない。

2 第五条第一項の離島振興計画の事業に要する費用について国が負担し又は補助する割合は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第一項及び第三項、同法第四十三条第二号及び第三号、漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二十条第二項及び第三項並びに道路法（昭和二

十七年法律第八十号）第五十六条の規定（これらの法律に基く命令の規定を含む。）にかかわらず、別表の通りとする。

3 前項の場合において、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十条に規定する普通交付金の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減ずることができる。但し、同項に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

4 政府は、別表に掲げる費用以外の費用についても、これに対し国が補助する割合及び対象を定める政令がある場合においては、第二項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。

（離島振興対策審議会の設置及び権限）

第十条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他離島に関する重要事項を調査審議するために、総理府に離島振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、離島振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができらる。

（審議会の組織等）

第十一条 審議会は、左に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 七人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人

三 自治庁次長

四 経済審議庁次長

五 大蔵事務次官

六 文部事務次官

七 厚生事務次官

八 農林事務次官

九 通商産業事務次官

十 運輸事務次官

十一 郵政事務次官

十二 建設事務次官

十三 都道府県知事

十四 市町村長

十五 学識経験のある者

2 前項第十三号から第十五号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

離島振興法（七二）

- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 前各号に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第十二条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、昭和三十八年三月三十一日限りその効力を失う。
- 3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

離島振興対策審議会

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

- 4 経済審議庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。
- 4 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

ホ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

第五条中「開拓地」の下に「及び離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条の規定による離島振興対策実施地域」を加える。

別表
（一） 港灣法第四十二条第一項及び第三項並びに同法第四十三条第二号及び第三号に規定する費用に

港灣の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
特定重要港灣以外の重要港灣	水域施設又は外かく施設の建設又は改良（重要な工事に限る。） けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	港灣管理者	十分の十
避難港	水域施設又は外かく施設の修築 けい留施設の修築	港灣管理者	百分の百 百分の七十五
地方港灣	水域施設又は外かく施設の建設又は改良 けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	港灣管理者	十分の十 十分の七・五

(一) 漁港法第二十条第二項及び第三項に規定する費用について

漁港の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
第一種漁港	外かく施設又は水域施設の修築	国以外の者	百分の百
第二種漁港	けい留施設の修築	国以外の者	百分の七十五
第三種漁港	外かく施設又は水域施設の修築	国以外の者	百分の百
第四種漁港	けい留施設の修築	国以外の者	百分の八十

(三) 道路法第五十六条に規定する費用について

道路の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助割合
建設大臣の指定する主要な都道府県若しくは市	新設及び改築	道路管理者	三分の二
資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策	新設及び改築	道路管理者	三分の二

上特に整備する必要がある道路

道路整備費の財源等に関する臨時措置法

(昭和二十八年七月二十三日)
法律第七十三号

(目的)

第一条 この法律は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）に規定する道路のほ装その他の改築及び修繕を促進して道路の整備を図り、もつて自動車交通の安全の保持とその能率の増進とに寄与することを目的とする。

(道路整備五箇年計画)

第二条 建設大臣は、昭和二十九年度以降五箇年間に於ける一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路のほ装その他の改築及び修繕（北海道にあつては維持を含む。）に関する計画（以下「道路整備五箇年計画」という。）の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路整備五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、道路整備五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。
道路整備費の財源等に関する臨時措置法（七三）

（道路整備費の財源）

第三条 政府は、昭和二十九年度以降五箇年間は、毎年度揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）による当該年度の税収入額に相当する金額を、道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）に基づく国の負担金又は補助金の財源に充てなければならぬ。

（負担金等の特例）

第四条 地方公共団体に対する道路のほ装その他の改築又は修繕に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、昭和二十九年度以降五箇年間は、道路法（第八十八条を除く。）及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定をすることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

海上運送法の一部を改正する法律

（昭和二十八年七月二十三日）
法律 第七十四号

海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二、第十九条の三及び第十九条の四をそれぞれ第十九条の三、第十九条の四及び第十九条の五とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（保険契約締結の命令）

第十九条の二 運輸大臣は、旅客定期航路事業を永続的に確保し、且つ、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、運輸審議会にはかり、旅客定期航路事業者に対し、当該旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結することを命ずることができる。

第二十條の二中「第十九條の二」に改める。

第三十條第三号及び第三十條の三中「第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）」を「第十九條の四（第十九條の五において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十三條に次の但書を加える。

但し、総トン数五トン未満の船舶（ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）のみをもつて営む旅客定期航路事業については、この限りでなし。

第四十四條中「前條中」を「前條及び第四十五條の二中」に改める。

第四十五條の次に次の一条を加える。

（職権の委任）

第四十五條の二 この法律に規定する運輸大臣の職権で総トン数五トン未満の船舶のみをもつて営む

旅客定期航路事業に関するものうち省令で定めるものは、海運局長が行う。

2 この法律の規定中運輸審議会に関する部分は、海運局長が前項の規定により委任された運輸大臣の職権を行う場合には、適用しない。

第四十九条第一号中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改める。

第四十九条第二号中「第十九条の三（第十九条の四において準用する場合を含む。）」を「第十九条の四（第十九条の五において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律中第十九条の二、第二十条の二、第三十条第三号、第三十条の三、第四十九条第一号及び第四十九条第二号の改正規定は、公布の日から施行し、その他の規定は、公布の日から九十日を経過しない期間内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2 この法律中第四十三条の改正規定施行の際現に改正後の同条の規定により新たに旅客定期航路事業となる事業を営んでいる者は、同条の改正規定の施行の日から六十日以内は、海上運送法第三条第一項の規定にかかわらず、当該事業を従前の例により引き続き営むことができる。その期間内に当該航路について旅客定期航路事業の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様である。

3 運輸大臣が前項の申請を受けた日から百八十日以内に、当該申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知をしないときは、当該申請は、免許されたものとする。

（他の法律の改正）

4 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 総噸数五噸未満ノ船舶（旅客運送ノ用ニ供スルモノヲ除ク）

第五条の次に次の一条を加える。

第五条ノ二 前条ノ規定ニ拘ラズ総噸数五噸未満ノ船舶及第三十二条各号ニ掲グル船舶ニシテ旅客運送ノ用ニ供スルモノニ付テノ検査ハ主務大臣ニ於テ必要ト認ムル時ニ隨時之ヲ行フモノトシ当該検査ノ方法及検査ニ基キ交付スル証書ソノ他ノ書類ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条中「第五条」の次に、「第五条ノ二」を加える。

第二十四条ノ二中「第十条第二項」を「第五条ノ二、第十条第二項」に改める。

第三十二条に次の但書を加える。

但シ旅客運送ノ用ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

5 船舶職員法（昭和二十六年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「船舶」の下に「（旅客運送の用に供する船舶を除く。）」を加える。

海上運送法の一部を改正する法律（七四）

別表第一の船舶の欄平水区域を航行区域とする汽船の項中

総トン数百ト ン未満のもの	船長	丙種航海士
	機関長	丙種機関士

の前に

総トン数五ト
ン未満のもの

船長

小型船舶
操縦士

を加える。

別表第七の船舶の欄中「平水区域を航行区域とする汽船」を「平水区域を航行区域とする汽船（総トン数五トン未満であつて旅客運送の用に供するものを除く。）」に改める。

6 運輸大臣は、附則第五項施行の際、現に総トン数五トン未満の船舶であつて旅客運送の用に供するものにおいて、船長の職務を行っている者に対しては、その居住する市町村の長（特別区にあつては特別区の長）のその旨及び当該船舶が旅客運送の用に供するものであることの証明があつた場合に限り、昭和二十九年八月三十一日までのその者の申請により、試験を行わないで、小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。

大蔵省設置法の一部を改正する法律

（昭和二十八年七月二十四日）
法律第七十五号

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号を同条第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。

第十四条中「印刷局」を「印刷局
税関研修所」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（税関研修所）

第十六条の二 税関研修所は、大蔵省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な職務上の訓練を行う機関とする。

2 税関研修所に支所を置く。

3 税関研修所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。

第二十三条各号列記以外の部分中「並びに同条第四号から第九号までに掲げるもの」を「同項第四号から第九号までに掲げるもの、第十号第十一号並びに第十三条第四号、第五号、第八号及び第十三号に掲げるもの」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「支払手段、貴金属、証券及び債権を化体する書類」を「及び貴金属」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第二十四条の表中

横浜税関	横浜市	東京都	神奈川県	埼玉県	茨城県	群馬
		島根県	栃木県	千葉県	山梨県	新潟県
		宮城県	山形県			福

大蔵省設置法の一部を改正する法律（七五）

東京税関	東京都	東京都
横浜税関	横浜市	神奈川県 埼玉県 茨城県 群馬県 栃木県 千葉県 山梨県 新潟県 福島県 宮城県 山形県
門司税関	門司市	福岡県 山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
長崎税関	長崎市	福岡県（長崎税関の管轄に属する地域を除く。） 山口県 佐賀県のうち唐津市、東松浦郡及び西松浦郡、長崎県のうち壱岐郡、下県郡及び上県郡 大分県 宮崎県 長崎県（門司税関の管轄に属する地域を除く。） 佐賀県（門司税関の管轄に属する地域を除く。） 福岡県のうち久留米市、大牟田市、柳川市、浮羽郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡及び三池郡 熊本県 鹿児島県

改める。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、東京税関及び長崎税関においては、税関長官房及び左の二部を置く。
監視部
業務部

附則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

（昭和二十八年七月二十四日法律第七十六号）

昭和二十七年十二月二十一日から昭和二十八年七月三十一日までに警察法（昭和二十二年法律第九十六号）第四十条の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げたい旨を昭和二十八年八月二十日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年八月三十一日までにその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、同条第八項の規定にか

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（七六）

ならず、同年九月一日に行われるものとする。

附 則

1. この法律は、公布の日から施行する。
2. 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十三号）は、廃止する。

木船再保険特別会計法

（昭和二十八年七月二十四日）
法律 第七十七号

（設置）

第一条 木船再保険法（昭和二十八年法律第六十五号。以下「法」という。）による木船再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、木船再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、再保険料、法第十三条の規定による納付金、法第十六条の規定による一般会計からの繰入金、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、法第八条の規定による再保険料の払いもどし金（以下「再保険料の払いもどし金」という。）、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第四条 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超過するときは、その超過額を、積立金がないときは、その損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

（剰余金の繰入）

第八条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第九条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（借入金）

第十二条 この会計において、再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定により借入金をすることができる金額は、再保険料をもつて再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

（一時借入金）

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内において償還しなければならない。

（借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務）

第十四条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

ならない。

（支出未済額の繰越）

第十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 運輸大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、法施行の日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「緊要物資輸入基金特別会計、」の下に「木船再保険特別会計、」を加える。

保険業法等の一部を改正する法律

（昭和二十八年七月二十四日
法律第七十八号）

第一条 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「前条」を「第一条」に改める。

第十二条ノ三第一号中「海上保険事業（船舶又ハ海上運送（之ニ附随スル船積前又ハ陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上運送ヲ含ム）中ノ貨物ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ云ヒ当該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ除ク以下同ジ）」の下に「又ハ航空保険事業（航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害保険事業ヲ含ム以下同ジ）」を加え、同条第二号中「海上保険事業」の下に「及航空保険事業」を加える。

第十四条中「前条」を「第十三条」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二 会社ハ商法第二百二十四条ノ二第二項ノ規定ニ拘ラズ毎決算期ノ翌日ヨリ九十日ヲ超エザル期間株主名簿ノ記載ノ変更ヲ為サザル旨ヲ定款ヲ以テ定ムルコトヲ得
会社ハ商法第二百二十四条ノ二第三項ノ規定ニ拘ラズ定時總會ノ会日以前九十日ヲ超エザル日以
保険業法等の一部を改正する法律（七八）

保険業法等の一部を改正する法律（七八）

一五二

内ノ一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主又ハ質権者ヲ以テ定時總會ニ於テ議決權ヲ行使シ又ハ配当ヲ受クベキ者ト看做ス旨ヲ定款ヲ以テ定ムルコトヲ得
第十九条第二項中「十万円」を「三十万円」に改める。
第八十八条に次の一項を加える。

第一項ノ責任準備金ノ計算ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第五号中「未経過保険料準備金」を「責任準備金」に改め、同条第六項中「及び未経過保険料準備金」を削る。

第十三条中「又は未経過保険料準備金」を削る。

第二十一条第一項中「又は未経過保険料準備金」を削る。

第三十六条第三号中「未経過保険料準備金」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

輸出信用保険法の一部を改正する法律

（昭和二十八年七月二十四日
法律第七十九号）

輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

輸出保険法

「輸出信用保険」を「輸出保険」に、「甲種保険」を「普通輸出保険」に、「乙種保険」を「輸出代金保険」に、「丙種保険」を「輸出金融保険」に、「丁種保険」を「海外広告保険」に、「輸出信用保険審議会」を「輸出保険審議会」に改める。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条—第一条の七）

第二章 普通輸出保険（第二条—第五条）

第三章 輸出代金保険（第五条の二—第五条の六）

第三章の二 輸出手形保険（第五条の七—第五条の十一）

第四章 輸出金融保険（第六条—第十条）

輸出信用保険法の一部を改正する法律（七九）

一五三

第五章 海外広告保険（第十一条—第十四条）

第六章 不服の申立（第十五条）

第七章 輸出保険審議会（第十六条—第十九条）

附則

第一条の二第一項中「輸出する契約」の下に「及びその貨物の輸出に伴い技術を提供する契約」を加え、同条第二項中「貨物を輸出するもの」の下に「及び技術を提供するもの」を加える。

第一条の三を次のように改める。

（輸出保険の種類）

第一条の三 輸出保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、輸出手形保険、輸出金融保険及び海外広告保険とする。

第一条の六中「再保険若しくは」を「再保険、輸出手形保険若しくは」に改める。

第一条の七を次のように改める。

（契約の限度）

第一条の七 政府は、左の各号に掲げる金額がそれぞれ会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、輸出保険の保険契約を締結するものとする。

- 一 一会計年度内に締結する保険契約により再保険する普通輸出保険の保険金額の総額
- 二 一会計年度内に引き受ける輸出代金保険の保険金額の総額

- 三 一会計年度内に締結する輸出手形保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額
- 四 一会計年度内に締結する輸出金融保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額
- 五 一会計年度内に引き受ける海外広告保険の保険金額の総額

第三条を次のように改める。

（保険契約）

第三条 普通輸出保険は、輸出者が保険契約の締結後生じた左の各号の一に該当する事由によつて輸出契約に基いて貨物を輸出し、若しくは輸出貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く）、輸出者が当該損失を受けたことによつて供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者が供給契約に基いて当該貨物を引き渡し、若しくは当該貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失又は輸出者が保険契約の締結後生じた左の各号の一に該当する事由による航海若しくは航路の変更により海上の運賃若しくは保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失をてん補する輸出保険とする。

- 一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止
- 二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止
- 三 仕向国における戦争、革命又は内乱
- 四 前各号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないうもの

五 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）による輸出の制限又は禁止（同法第五十三条の規定による禁止を除く。）

第五条第一項を次のように改める。

輸出者を被保険者とする普通輸出保険において保険会社が、補すべき額は、輸出者が第三条各号の一に該当する事由により輸出することができなくなつた貨物の輸出契約に基く代金の額又は輸出契約に基く輸出貨物の代金の額のうち回収することができなくなつた金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額又は輸出者が第三条各号の一に該当する事由による航海若しくは航路の変更により新たに負担すべきこととなつた海上の運賃若しくは保険料の増加額に、百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額とする。

一 輸出貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

三 貨物の輸出によつて取得すべきであつた利益（当該事由の発生により輸出することができなくなつた貨物に係る部分に限る。）の額

第五条の二第二項中「政令で定める貨物を輸出した場合」を、「政令で定める貨物を輸出し、又は政令で定める貨物の輸出に伴い技術を提供した場合」に、「輸出貨物の代金」を「輸出貨物の代金又は技術の対価」に改める。

第五条の三第一項中「輸出貨物の代金」を「輸出貨物の代金又は技術の対価」に、「代金の決済」を「代金又は対価の決済」に、「当該代金」を「当該代金又は対価」に改め、同条第二項中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第五条の四中「代金」の下に「又は対価」を加える。

第五条の四の次に次の二条及び一章を加える。

（代金の回収）

第五条の五 保険金の支払を受けた輸出者は、当該輸出貨物の代金の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第五条の六 保険金の支払を受けた輸出者は、その支払の請求をした後回収した金額から決済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の保険価額に對する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第三章の二 輸出手形保険

（保険契約）

第五条の七 政府は、会計年度又はその半期ごとに、外国為替銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十條第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）を相手方として、輸出手形保険の保険契約を締結することができる。

2 輸出手形保険は、外国為替銀行が輸出貨物の代金の回収のため振り出された荷為替手形をその振

輸出信用保険法の一部を改正する法律（七九）

出人から買い取つたことを政府に通知することにより、その買取につき政府と外国為替銀行との間に、外国為替銀行が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につきそ求を受けて支払つた金額をてん補すべき保険関係が成立する輸出保険とする。

（保険価額及び保険金額）

第五条の八 輸出手形保険の保険関係においては、手形金額を保険価額とし、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険金）

第五条の九 輸出手形保険の保険関係に基いて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち外国為替銀行が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につきそ求を受けて支払つた金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

- 一 満期後に支払を受けた金額
- 二 附属貨物の処分その他附属貨物に関する権利の行使により回収した金額
- 三 そ求権を行使して回収した金額

（手形上の権利等）

第五条の十 保険金の支払を受けた外国為替銀行は、第五条の七第二項の保険関係が成立した荷為替手形について、手形上の権利の行使（次項に規定する場合における支払を受けた保険金の額に相当

する金額についてのそ求権の行使を除く。）及び附属貨物の処分その他附属貨物に関する権利の行使に努めなければならない。

2 保険金の支払を受けた外国為替銀行は、荷為替手形の満期において支払を受けることができず、又は荷為替手形につきそ求を受けたことについて荷為替手形の振出人の責に帰すべき事由がない場合は、支払を受けた保険金の額に相当する金額についてそ求権を行使してはならない。

（回収金の納付）

第五条の十一 保険金の支払を受けた外国為替銀行は、その支払の請求をした後回収した金額（前条第二項に規定する場合にそ求権を行使して回収した金額を除く。）から荷為替手形の満期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第五条の九に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第六条第二項中「又は手形割引により」を「若しくは手形割引により」に、「又は輸出する目的」を「若しくは輸出する目的」に、「又は一部」を「若しくは一部」に改め、「譲渡することができなくなつたこと」の下に「又は当該資金によつて輸出した貨物の代金の全部若しくは一部を回収することができなくなつたこと」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 輸出契約が成立している場合において、輸出者が当該契約に基いて輸出すべき貨物を輸出するため、又は生産者が当該貨物を生産し、加工し、若しくは集荷するために必要とする資金
- 二 通商産業大臣が政令で定める貨物を輸出する輸出契約が確実に成立する見込があると認められた場

輸出信用保険法の一部を改正する法律（七九）

合において、生産者が当該貨物を生産し、加工し、又は集荷するために必要とする資金
第七条及び第八条中「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。
第十条中「百分の七十五」を「支払を受けた保険金の額の第八条に規定する残額に対する割合」に改め
る。

第十一条第二項中「政令で定める地域に向け」を削る。

第十五条第一項中「及び」を「又は第一条の五若しくは」に改める。

第十八条第一項中「六箇月」を「一年」に改め、「一回に限り」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 輸出補償法（昭和五年法律第六号）は、廃止する。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及
び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改める。

4 輸出信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

輸出保険特別会計法

第一条中「輸出信用保険法」を「輸出保険法」に、「輸出信用保険」を「輸出保険」に改める。

5 設備輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第七条（見出しを含む。）中「輸出信用保険法」を「輸出保険法」に、「輸出信用保険」を「輸出保険」
に改める。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号を次のように改める。

二十三 輸出保険（普通輸出保険にあつては、その再保険）を行うこと。

第七条第一項第五号及び第六号中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改める。

第八条中第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 輸出保険に関すること。

十二 輸出保険特別会計の経理を行うこと。

第二十五条第一項の表中「輸出信用保険審議会」を「輸出保険審議会」に、「輸出信用保険」を「輸出
保険」に改める。

第二十七条第四号を次のように改める。

四 輸出保険に関すること。

7 この法律の施行前に保険会社が引き受けた甲種保険並びにこの法律の施行前に成立した甲種保険
の再保険及び丙種保険の保険関係については、なお従前の例による。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

（昭和二十八年七月二十四日
法律第八十号）

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第二章 金融機関を相手方とする保険（第三条―第九条）」を「第二章 融資保険」
 第三章 指定法人を相手方とする保険（第九条の二―第九条の五）」を「第三章 保証保険」
 第一節 指定法
 第二節 金融機

（第三条―第九条）

に改める。

人を相手方とするもの（第九条の二―第九条の五）
 関を相手方とするもの（第九条の六・第九条の七）」

第一条中「金融機関の」、「指定法人の」及び「金融機関に対する」を削る。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については千人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

二 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

三 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前二号に掲げるものを除く。）

四 調整組合及び調整組合連合会

「第二章 金融機関を相手方とする保険」を「第二章 融資保険」に改める。

第三条第一項中「貸付を行ったこと」を「貸付（相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号の契約に基づく給付及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付（以下「給付」と総称する。）を含む。以下同じ。）を行ったこと」に、「貸付金」を「貸付金の額（給付の場合は、給付金の額から当該給付に係る契約に基づいて既に受け入れた掛金の額を控除した残額。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「弁済期」の下に「給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時。以下同じ。）」を、「回収未済」の下に「給付の場合は、掛金の受入未済」を加え、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同条第三項中「保険関係が成立する貸付金」を「保険関係における保険価額」に改める。

第四条第一項中「貸付金」の下に「給付の場合には、給付金」を、「貸付期間」の下に「給付の場合には、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間」を加え、同条第二項を次のように改

ある。

2 前条第一項の保険関係における保険価額は、中小企業者一人につき、合計一千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、調整組合又は調整組合連合会であるときは、三千万円）をこえてはならない。

第六条中「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。

第七条第一項中「六月」を「三月」に改める。

第八条を次のように改める。

（回収金の納付）

第八条 保険金の支払を受けた金融機関は、その支払の請求をした後回収した額から弁済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第六条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を政府に納付しなければならない。

第九条中「貸付金の回収」を「貸付について、貸付金の回収（給付の場合は、掛金の受入）」に改める。

「第三章 指定法人を相手方とする保険」を「第三章 保証保険」に改める。

第九条の二第一項中「借入」の下に「（給付の受領を含む）」を、「借入金の額」の下に「（給付の場合は、給付金の額から当該給付に係る契約に基づいて既に払い込んだ掛金の額を控除した残額。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「全部又は一部の弁済」を「弁済（給付の場合は、掛金の払込）」に、

「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同条第三項中「保険関係が成立する保証をした借入金の額」を「保険関係における保険価額」に改める。

第九条の三第一項中「借入金」の下に「（給付の場合は、給付金）」を加え、同条第二項を削る。

第九条の四中「弁済をした借入金」を「弁済（給付の場合は、払込。以下同じ。）」をした借入金（給付の場合は、掛金。以下同じ。）」に、「法定利息」を「利息」に改め、「又は費用」を削り、「総弁済額」の下に「（給付の場合は、総払込額）」を加え、「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第九条の五第一項中「第五条」を「第四条第二項及び第五条」に、「保険」を「保証保険」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 第七条から第九条までの規定は、指定法人に準用する。この場合において、第八条中「第六条」とあるのは「第九条の四」と読み替えるものとする。

第九条の五の次に次の一節を加える。

第二節 金融機関を相手方とするもの

（保険契約）

第九条の六 政府は、会計年度の半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本開発銀行の委託を受け、又は国民金融公庫を代理して中小企業者に対する貸付を行ったときは、当該金融機関が中小企業者の当該借入による債務を保証することとなつていない場合において、当該金融機関がその貸付を行ったことを政府に通知することにより、借入金の額のうち

中小企業信用保険法の一部を改正する法律（八〇）

ち保証をしたこととなる額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、借入金のうち保証をしたこととなる額を保険価額とし、中小企業者に代つてする借入金の前払を保険事故とし、保険価額に百分の六十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 政府は、第一項の保険関係における保険価額の総額の金融機関を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内であれば、同項の契約を締結することができる。（準用）

第九条の七 第四条第二項、第五条、第九条の三及び第九条の四の規定は、金融機関を相手方とする保証保険に準用する。

2 第七条から第九条までの規定は、金融機関に準用する。この場合において、第八条中「第六条」とあるのは「第九条の七第一項において準用する第九条の四」と読み替えるものとする。

第十条中「若しくは第九条の二第一項」を、「第九条の二第一項若しくは第九条の六第一項」に改める。

第十一条第一項中「又は第九条の二第一項」を、「第九条の二第一項又は第九条の六第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「金融機関又は指定法人」を「商工組合中央金庫」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条第二項中「又は第九条の二第一項」を、「第九条の二第一項又は第九条の六第一項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。但し、第七条第一項及び第八条（これらの各規定を第九条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 中小企業信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第九条の五第三項」を「第九条の五第二項及び第九条の七第二項」に改め、代位による」を削る。

第十二条中「基金に相当する金額を限度として、」を削る。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

（昭和二十八年七月二十四日
法律 第八十一号）

納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四百十五号）の一部を次のように改正する。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律（八一）

公認会計士法の一部を改正する法律（八二）

一六八

第八条第一項但書中「部分の金額」を「部分の金額が政令で定める期間内において五万円をこえる場合におけるその引き出された部分の金額」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 2 改正後の納税貯蓄組合法第八条第一項の規定は、この法律施行後引き出される納税貯蓄組合預金の利子について適用する。

公認会計士法の一部を改正する法律

（昭和二十八年七月二十四日
法律第八十二号）

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。
第五十七条第一項中「五年以内」を「六年以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

青少年問題協議会設置法

（昭和二十八年七月二十五日
法律第八十三号）

（設置）

- 1 第一条 総理府に、附属機関として、中央青少年問題協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。
- 2 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）を置くことができる。

（中央協議会）

第二条 中央協議会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 1 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- 2 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

第三条 中央協議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

- 2 委員は、左の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。
 - 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 三人

青少年問題協議会設置法（八三）

一六九

- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 二人
 - 三 内閣官房長官その他関係各行政機関の職員 十一人以内
 - 四 最高裁判所の職員 一人
 - 五 学識経験がある者 八人以内
 - 三 前項第五号の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 四 前項の委員は、再任されることができる。
 - 五 中央協議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
 - 六 会長は、会務を総理する。
 - 七 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 八 中央協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
 - 九 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 十 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 第四条 中央協議会は、少くとも一月に一回定例会議を開く外、必要に応じて、会議を開くものとする。
- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 第五条 中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

（地方協議会）

- 第六条 都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（以下「地方協議会」と総称する。）は、当該地方公共団体における第二条第一項に規定する事務をつかさどる。
- 2 地方協議会は、第二条第一項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。
- 第七条 地方協議会は、会長及び委員若干人で組織する。
- 2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。
- 3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。
- 4 第四条の規定は、地方協議会の会議について準用する。

（相互の協力）

第八条 中央協議会及び地方協議会は、第二条第一項に規定する事項に関し、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第九条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（政令又は条例への委任）

第十条 この法律に定めるものを除く外、中央協議会又は地方協議会に關し必要な事項は、それぞ
れ、政令又は条例で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表中

中央青少年
問題協議会

青少年の指導、保護及び矯正に關する総合的施策の樹立に
つき必要な事項を調査審議し、及びその施策の適切な実施
のため必要な連絡調整を図ること。

中央青少年
問題協議会

青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）
の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

に改める。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を 改正する法律

（昭和二十八年七月二十五日
法律第八十四号）

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように
改正する。

表中 在南アフリカ連邦日本国公使館

南アフリカ連邦 プレトリア

在南アフリカ連邦日本国公使館

南アフリカ連邦 プレトリア

在キユーベ日本国公使館

キユーベ ハヴァナ

在コスタ・リカ日本国公使館

コスタ・リカ サン・ホセ

在パナマ日本国公使館

パナマ パナマ

在ヴェネズエラ日本国公使館

ヴェネズエラ カラカス

在ボリヴィア日本国公使館

ボリヴィア ラ・パス

在イラン日本国公使館

イラン テヘラン

在オーストリア日本国公使館

オーストリア ウィーン

在ルクセンブルグ日本国公使館

ルクセンブルグ ルクセンブルグ

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
（八四）

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
(八四)

在リマ日本領事館

ペルー リマ

を

在ベレーン日本領事館

ペルー リマ

在ダッカ日本領事館

ブラジル ベレーン

在ナイロビ日本領事館

パキスタン ダッカ

在ラゴス日本領事館

英領ケニア ナイロビ
英領ナイジェリア ラゴス

に

改める。

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「俸給、年末手当」を「俸給、期末手当」に改め、同条第二項中「俸給」の下に「及び期末手当」を加え、同条第四項を削る。

第三条及び第四条中「年末手当」を削る。

附則に次の二項を加える。

5 昭和二十八年度に限り、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和

二十八年法律第八十四号)施行の日(在職する大使及び公使に対しては、第二条の規定により大使及び公使に支給する期末手当のうち六月十五日に支給すべき期末手当に相当するものを同法施行の日から五日以内に支給する。

6 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定は、前項の期末手当の額について準用する。この場合において、同項中「それぞれその支給日」又は「支給日」とあるのは「在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十四号)施行の日」と、「職員」とあるのは「大使及び公使」と、「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額」とあるのは「俸給月額」と読み替えるものとする。

別表公使館の項中

南アメリカ連邦

南アメリカ連邦

南アメリカ連邦

南アメリカ連邦

南アメリカ連邦

南アメリカ連邦

南アメリカ連邦

南アメリカ連邦

南アメリカ連邦

南アメリカ連邦

二、五〇〇 二、三〇〇 二、一〇〇 一、八〇〇

を

南アメリカ連邦	二、一〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五五〇	四、八五〇
キューバ	二、一〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五五〇	四、八五〇
コスタ・リカ	二、一〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五五〇	四、八五〇
パナマ	二、一〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五五〇	四、八五〇
ヴェネズエラ	二、一〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五五〇	四、八五〇
ボリヴァ	二、一〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五五〇	四、八五〇

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
(八四)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
(八四)

イ	ラ	ン	二、九〇〇	二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇
オーストリア			二、九〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇
ルクセンブルク			二、三〇〇	一〇、六七〇	八、五四〇	七、四七〇	六、四〇〇	五、六〇〇

に改め、

四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五五〇	二、三二〇	二、一〇〇	一、八九〇
四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇〇〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
四、四六〇	三、七二〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇
四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六二〇	二、三八〇	二、一四〇
四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇〇〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
四、四六〇	三、七二〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇
四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇〇〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五五〇	二、三二〇	二、一〇〇	一、八九〇
四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四七〇	二、九三〇	二、六八〇	二、四三〇	二、一八〇

同表領事館の項中

九、六〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七二〇	三、二二〇	二、七三〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

ラ	ゴ	ス	八、四七〇	六、七八〇	五、九三〇	五、〇八〇	四、四五〇	三、八一〇	三、一八〇	二、七五〇
ナイ	ロ	ビ	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇
ダ	ツ	カ	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇
ベ	レ	ン	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇
リ	マ	ヤ	九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七二〇	三、二二〇

に改める。

二、七五〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇
二、七五〇	二、三六〇	二、一四〇	一九〇〇
二、七五〇	二、五五〇	二、三三〇	二、一一〇
二、七五〇	二、三三〇	二、一一〇	一九〇〇

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
(八四)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
(八四)

一七八

ニ、三〇〇 二、三〇〇 一、七三〇 一、七三〇

(日本政府在外事務所設置法の一部改正)

第三条 日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及びその給与」を削る。

第二条の表を次のように改める。

名	称	位	置
在マニラ日本政府在外事務所		フィリピン	マニラ

第六条から第十二条まで及び別表を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

- 一 日本政府在外事務所増置令(昭和二十七年政令第三百六十一号)
- 二 在外公館増置令(昭和二十八年政令第三十六号)

司法試験法の一部を改正する法律

(昭和二十八年七月二十五日)
法律第八十五号

司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号を次のように改める。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 商法
- 四 刑法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑事訴訟法
- 七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
 - 行政法
 - 破産法
 - 労働法
 - 国際私法
 - 刑事政策

司法試験法の一部を改正する法律(八五)

一七九